

# 競争法 - EU法と各国法の比較と 国家補助金事例 (EU・英国・ドイツ・フランス)

EU競争法は、米国独占禁止法と並び世界でも最も影響力を持つ競争法であり、その適用範囲はEU域内にとどまらず、世界規模の経済活動に関係し得る。また、EU域内においては、EU競争法が適用されるケースと、加盟各国競争法が適用されるケースがあり、ビジネスにおいてはEU法の正確な理解が不可欠である。

本レポートでは、EU競争法の基本的枠組みと最近の動向を解説した上で、英、独、仏各国の競争法との関係や違い、国家補助金における違反事例などを中心に、欧州でビジネスをする場合、競争法のどのような点に注意すれば良いかについて報告する。

---

## 欧州進出に不可欠なEU法の理解 (EU)

ブリュッセル・センター

---

1962年2月6日付理事会規則第17号が、現在のEUにおける競争法の根幹をなすものである。欧州共同体市場における競争を歪めないための制度を確立し、全加盟国に対し統一的な法の適用を確保するとしている。また効果的な監視や可能な範囲で行政上の統制を簡素化することについても言及している。さらに共同体の現実に照らし合わせ、その発展を阻害しないことを前提に弾力的な制度を設けるとともに、統一的な法制度を確立するため、欧州委員会と各加盟国との緊密な連携が必要であるとしている。

2001年5月25日に発表された第30次競争政策報告書(2000年の年次報告書)では、独占禁止、合併規則の変更、国家補助

金規制における中小企業、職業訓練に関する例外規定、サービス産業、とりわけ電子関連技術の進歩への対応をその課題に据えている。また中・東欧諸国についてもEU加盟に当たって競争法の国内法整備が必要となるが、同報告書では、とりわけ国家補助金の規定について、投資インセンティブを保持したいとする関係国の現状に対して、警告を発している。

### 1. 域内市場統合に向けた40年の歩み

約40年間を通じたEU競争法の骨子は、競争を制約するような協定や支配的地位の濫用の排除(競争者間での価格協定など)

.....

企業合併・合併（集中）の管理（二大グループの合併により、そのグループが市場にて大きな影響力を行使することができる場合など）、独占性の強い経済分野（電気通信分野など）、国家補助金のモニタリング（損失を続けている企業を回復の見込みなく継続的に支援するような国家無償援助の禁止など）などとなっている。

またこの間EUでは、企業の競争を確保する環境作りとして、1968年の関税同盟、93年の域内市場統合開始、ユーロ導入を実施している。企業活動の円滑化、域内市場での公平な扱いを通じ、統一的な生産コスト、流通コスト、市場価格の提供に努めてきた。ただし加盟国間の税制の違い、人件費コストの違い、ディストリビューション契約など、市場分割が現存しており、各国の財政主権、就業者の自由移動など、市場統合を阻む要因が共同体の宿命として横たわっている。これらの根源的な違いは、各国の文化性にも起因しており、シラク仏大統領並びにコール独首相（当時）が98年にのブレア英首相宛に送付した「地域性の保持」に関する書簡にEUのとるべき姿が反映されている。

## 2．中小企業・地域振興における競争法のあり方

最近の特長としてEU法制度の近代化への取り組みが前面に出される傾向にあるが、競争法についても手続きの簡素化、適用基準の見直し、さらに中小企業振興を中心的課題にすえている。第6次中小企業白書によれば、競争法の新しい取り組みと中小企業振興をテーマに次のとおり触れている。

垂直協定に関する新しい一括免除規則の導入（自動車のディストリビューション契約は除く）並びに国家補助金に関する適用除外（加盟国の貿易に影響を与えない小額な補助）は、大方の中小企業にとって、欧州委への通

達の負担の軽減、規制遵守負担の免責などの利点がある。

また欧州委では、競争法に関する手続き近代化の一環として、加盟国当局、各裁判所に対し、その適用を委ねる提案を行っている。これは、加盟国当局での監視強化が打ち出されているものの、ビジネス界では、申請当局への距離が縮小するなどその対応を歓迎している。

確かに欧州委における競争法に関する案件処理件数の増大と今後カルテルなど重大な要件に特化した対応をとるべきとする欧州委の姿勢などに呼応する形で、加盟国当局への権限委譲がなされるのではないかとの見通しもあるが、その目的は欧州委の効率的業務の確立である。つまり欧州委は、EUのルールをそのまま加盟国に移す、ある種の地域分散型を意図していると見られ、ドイツなどが主張している地域への権限委譲ではない。また国家補助金の禁止規定の例外として、職業訓練への補助が適用免除に含まれているが、これは、過去に斜陽産業（工場閉鎖、移転など）からの産業転換、労働者の再就職（フランスの北部産炭地域振興策など）を図る上で、公的資金の導入が効果的であったとし、これを中小企業全般に拡大したものと見られている。

## 3．新技術とグローバル化への対応が必要

一方、電子商取引など新しい技術分野への対応とグローバル企業に対応するための国際協力の必要性は、40年前にはなかったものであるが、グローバルな企業活動の現状では、その需要は益々高まっている。またEUの合併規則も施行から10年以上が経過し、売上高基準、申請届け出コストの増大など問題点の洗い出しとともに見直しを行っている。M&Aについては、地域振興、雇用創出、自国企業の国際化などを目的とする域内での外国投資受け入れの活発化、統合市場での競争激化

# Report 1 .....

による生き残り策、グローバル経済下での欧州企業の国際化などにより、さまざまな提携がなされている。またM & Aを推進するためには、中央銀行、証券市場、競争法の3機能の調和の重要性を指摘する向きは多い。EUの場合、欧州中央銀行（ECB）はユーロ導入とともに始動したばかりで、また証券市場に至っては2003年を目処にようやく法的枠組みが確立する方向にある。競争法は40年の歳月を経て、ようやく当初の目的に近づきつつあ

り、その骨格が固まろうとしている。

（掘口英男）

## 4．EU競争法について

ジェトロ・ブリュッセルは、Van Bael & Bellis法律事務所の亀岡悦子氏にEU競争法の法的枠組み、国家補助金、競争法に関する国際協力などについて解説を委託した。その概要は以下の通り。

### 目次

はじめに .....	4	j．集中に付随する制限 .....	11
(1) EU競争法の法的枠組み .....	4	k．共同支配 .....	11
EU競争法執行機関 .....	4	l．ジョイントベンチャー .....	12
EU競争法と加盟国競争法 .....	5	m．EU外で締結される取引への影響 .....	12
EC条約上の規定 .....	5	(2) 国家援助 .....	12
a．EC条約第81条 .....	5	(3) 競争法に関する国際協力 .....	13
b．EC条約第82条 .....	7	(4) EU競争法を巡る最近の動き .....	14
c．EC条約第3条 .....	7	欧州委のEU競争法改革提案 .....	14
企業合併について .....	8	垂直的制限規制 .....	14
a．集中（合併・合弁）とEU法 .....	8	集中審査手続中の競争を回復する手段に	
b．Merger Task Force（合併担当部門）...	8	ついでの見直し .....	15
c．手続 .....	8	航空会社間乗入運賃協定についての	
d．欧州委からの情報提供要請 .....	9	EC条約第81条適用免除規則の見直し .....	15
e．手続に従わなかった場合 .....	10	(5) 最近の注目された競争法に関する欧州委	
f．欧州委の適合性決定 .....	10	決定 .....	15
g．売上高基準 .....	11	買収不許可決定 .....	15
h．市場占拠率 .....	11	スポーツイベントとEU競争法 .....	15
i．関連市場の画定 .....	11	終わりに .....	16

### はじめに

EU競争法は、米国独占禁止法と並ぶ世界でも最も影響力を持つ競争法であり、超国家機関によって施行される競争法としては、世界で唯一のものである。その適用範囲は、EU域内だけではなく、世界規模の経済活動に関係し得る。また、EU拡大、企業活動のグローバル化によってその適用範囲はさらに広がるのが予想される。特にEU競争法の

執行機関である欧州委員会の動きは、欧州、米国の主要経済誌で毎日のように報道されており、注目を集めている。以下にEU競争法の基本的な法的枠組みと最近の動きについて説明する。

#### (1) EU競争法の法的枠組み

##### EU競争法執行機関

欧州委員会は20人の委員で成立しているが、それぞれの委員が専門化した部署（総局）

.....

の担当を分担している。現在、競争総局を担当しているのは、マリオ・モンティ委員である。競争総局はブリュッセルにあり、約500人程のスタッフが、競争法に関する仕事に携わっている。国家援助に関する問題も競争総局の分担に属する。

#### EU競争法と加盟国競争法

15カ国のEU加盟国の中で特に強力な競争法、その執行機関を持つ国としては、ドイツ、英国、フランスがあるが、他の国にもそれぞれ独自の競争法がある。

欧州共同体設立（EC）条約の競争法規定は、加盟国の規定に優先して適用されるのが原則である。しかし、ある行為がEC条約には違反するが、加盟国国内法には違反しない場合、EC条約のみが、そして加盟国国内法に違反するが、EC条約には違反しない場合には、国内法のみが適用されることになる。また、ある行為に関して、EC条約の規定と国内法が双方共通適用される場合もある。同一のカルテル行為が、EC条約第81条（旧85条）とドイツ独占禁止法双方に違反するとされた例として、1992年の染料国際カルテル事件がある。欧州委がある行為について決定を下した場合、加盟国独占当局は、この判断を考慮に入れて行動すると考えられる。欧州委が、EC条約第81条第3項によって第1項の適用除外を認めた場合には、加盟国当局はこの行為を違反とすることはできない。

#### EC条約上の規定

EU競争法規定は、サービス、物、知的所有権等すべてのセクターに適用される。また、特殊なセクターに関しては、特別法を設け、独自の手続等を定めていることに注意する必要がある。欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）に関するパリ条約は、石炭と鉄鋼に関する事項を扱っており、この分野においての競争を歪める行為を、同条約第65条、66条にて取り締

まっている。欧州委は、パリ条約上、EC条約より広い権限を認められており、欧州委が違反と判断するまで、加盟国国内裁判所での競争法に関する規定は、執行されない。さらにEU規則によるセクター別の特別法があり、農業政策について規定するEC条約第34条に基づいて、理事会規則26/62が制定され、農業に関する競争の取り締まりはこの規定による。また、運輸に関する競争法の特別規定は、規則1017/68が、空輸に関する特別規定は規則3975/87である。

#### a . EC条約第81条

##### ・第81条で禁止される行為

EC条約は、第81条と第82条で競争について規定している。第81条第1項は、加盟国間の通商に影響を与える事業者間の競争制限的協定を禁止しており、同条第2項は、1項に違反する協定は法的に無効であることを明示している。EC条約第81条は、米国独占禁止法のシャーマン法第1条に類似する。しかし、シャーマン法第1条に違反する行為は、三倍額賠償（実際の損害額の3倍の額の賠償）の対象となり、重大な刑事犯罪が成立しうるが、EU競争法手続は刑事手続ではないとされている。

第81条における競争制限的協定は、2つ以上の事業者または産業団体間のあらゆる形の同意、取り決めを包含する。すべての当事者が合意する必要はなく、また、正式の書類によるものでなくてもよい。ある事業者が、一方的にある市場から撤退することに他の事業者が同意を示すだけで、この2社間の競争制限的協定と見なされることがある。協定の名称は重要ではなく、「公正取引規則」と名づけられた協定でも内容によっては、欧州委の審査の対象となる。また、トレードマークの譲渡が事業者間の協定とされた例がある。同一グループに属する事業者間の協定は原則として、第81条の対象とはならないので、子会

社とその親会社の協定、同じ親会社を持つ子会社間の協定は問題とならない。事業者とはすべての形態を持つ経済活動の主体であり、国営企業、地方公共団体も含まれる。その企業が法人格を有するかどうかは関係がなく、自然人でもよい。

第81条第2項は、第81条第1項違反の協定、決定が自動的に無効である旨規定しているが、ここでいう無効が、絶対的無効であると解釈されるのか、裁判上争った結果、無効と宣言されて初めて無効となるかどうかは各加盟国法による。

第81条、82条だけでなく、後述する合併・合弁（集中）についても細かい市場分析が欧州委によって行われるが、集中における市場分析は、第81条、82条における市場分析よりもさらに緻密であると考えられている。しかし、公表される欧州委決定は、限られた時間で準備されるものであって細かい記述はしていないものが多い。

#### ・適用免除

第81条第3項では、第1項に該当する協定について例外的に無効とされない場合を規定している。その条件としては、企業の生産性を高めるなど合理化に寄与し、また、消費者がその利益を享受しうる場合で、目的を達するために必要以上の制限を関係事業者に課さないことなどが条件となる。

この個別のケースごとに判断される個別適用免除の他に、一括適用免除規則が存在する。これは規則に規定された一定の要件を満たす契約について第81条第1項の適用を免除するもので、欧州委への届出も必要がない。

対象となる契約の種類は、垂直的流通契約、技術移転契約、研究開発についての協力などがある。一括適用除外を利用する利点は、手続が簡素化されることである。市場分析等の、時として非常に時間を要する複雑な準備を省くことができる。欠点としては、規定された一括適用免除の条件が必ずしも明確でないこ

とであらう。欧州委は、一括適用免除を受けた契約が、後にその要件を満たさなくなった場合に適用免除を撤回することができるが、このような例は非常にまれで、現在のところ唯一の例とされるのは、Langnese-Iglo事件だけである。将来もこのような例が増加するとは考えられていない。

94年のEuropean Night Services事件では、鉄道会社間の協定について欧州委が決定を出している。European Night Servicesは、欧州委に届出を提出し、その協定が第81条第1項にはあたらない旨、宣言された。欧州委は、許可の条件として事業遂行上不可欠な施設である英仏海峡海底トンネルを、この協定に参加していない他の同業者にも使用許可しなければならないとした。この条件付の欧州委決定に対し、協定参加鉄道会社が、EU第一審裁判所に訴えを提起し、このような条件を認める理由が不十分であるとして、欧州委決定は退けられた。

#### ・手続

EC条約第81条および第82条の施行のための規則は、EU競争法手続の詳細を規定しており、重要な規則である。この立法により欧州委競争担当総局がEU競争法の実施について権限を与えられている。また、聴聞に関する規則、届出などに関する規則がある。

第81条、第82条の手続は、当事者の届出、第三者からの申立、または欧州委が独自に審査を開始することによって始まる。欧州委は、新聞や経済誌の記事から審査開始決定をすることもある。

カルテルのケースを例にとると、まず、予備審査が開始される。これは、内通している者、あるいは他の企業からの情報によって欧州委が職権で行うことが多い。これに続き情報提供請求、立入り検査等が通知される。その後、欧州委から企業に異議告知書が送付され、企業側からは、答弁書の作成、送付が行われる。聴聞が開かれ、当事者、あるいはそ

.....

の弁護士、欧州委ケース担当者、加盟国の専門家等が出席する。この聴聞は通常1日であるが、ケースが複雑な場合には、5日間かけて行われることもある。極端な例では、大きなカルテル事件であるセメントカルテルのケースでは1カ月間、聴聞が行われた。正式決定は官報に掲載され、カルテルの存在が肯定された場合には、排除命令の内容、過料の額などが公表される。

カルテル事件では、欧州委による事前通知なしの立入検査が行われる。企業が欧州委から決定によって立入検査を要求されたが、従わない場合には、欧州委は履行強制金、あるいは過料を課すことができる。企業の同意を得ずに、立入検査を強行することはできないが、各加盟国法によって直接強制が認められた場合には許される。立入検査では、欧州委職員はその場で書類を閲覧し、文書のコピーなどを取得することができる。

現在のところ、立入検査中に企業の役員、従業員に対し、事情徴収を行うことはできない。しかし、この点、規則を改正して、社内の者に対し質問をする権限を与えるべきだとする意見がある。

#### ・機密情報の扱いについて

EC条約第287条は、EUの機関やその職員が職業上の秘密に関する情報を開示してはならない旨規定している。また、EU規則によっても、情報請求や審査によって取得された情報は、その目的以外には使用することができない。しかし、非公式の会話から得られた情報については特に制限は設けられていない。また、同規則によって、欧州委職員、加盟国の職員は、機密情報を漏らすことはできないとされている。欧州委に提出される書類の書式でも機密情報とそれ以外の情報は区別して記入することになっており、担当職員にも明らかに区別ができるようにされている。

保護されるべき企業の機密情報が、当該企業について欧州委に不服を申し立てている者

に開示された場合、欧州委決定に影響を及ぼすかが問題となったが、欧州司法裁判所の結論では、影響がないとして欧州委決定を支持した。

また、現在のところ、加盟国競争当局が、欧州委による情報請求によって企業から取得された情報を使用して、その国において、自国の競争法あるいはEU競争法手続を開始することはできない。しかし、加盟国競争当局は、欧州委によって得られた情報をきっかけに、調査を独自に開始し、その調査で得られた証拠を使用することは認められている。欧州委はこの点について立法で改善する必要性を検討している。

また、欧州委が異議通告書を事業者に送付する際に、それを加盟国裁判所で使用することはできないとするのに対し、EU第一審裁判所は、欧州委にはそのような条件を付加する権利はないとした。

#### b . EC条約第82条

EC条約第82条は、支配的地位にある事業者の地位の濫用を禁止する。市場における支配的地位にある企業が取引先の企業に過度の額を請求する、過少の支払いをする、生産や市場の制限を要請する、他の取引先と不当な差別的扱いをする、他社との競争を困難にする、他では取得できない製品の供給を拒否するなどの例がこれに該当する。独占的地位にある企業がその競争相手の支配権を取得することは、たとえ、取得される側に被害がないとしても第82条の対象になる。

2つ以上の事業者の共同支配による市場の占有について、第82条の支配的地位の濫用が認められることが、Compagnie Maritime Belge Transports SA /委員会事件の中で肯定されている。

#### c . EC条約第3条

EC条約第3条(g)は、域内市場において競

争が歪められないことを保証する制度の設立を、共同体の活動の1つとするとしている。欧州司法裁判所は、EC条約第81条、第82条を、第3条に照らして解釈すべきことを幾度となく示している。例えば、73年のコンチネンタルカン事件において欧州司法裁判所は、EC条約第82条は、既に支配的な地位にある企業の直接、消費者を害するような行為を規制するだけでなく、そのような企業が将来的に市場の競争を弱めるような行為も、長期的に見て消費者を害する可能性があるとして規制するべきと述べている。

## 企業合併について

EUにおける企業合併、買収は最近のEU経済の動きとも密接に関わっている。例えば、ユーロ導入を機にEU企業が影響力を域外に広げ、世界的規模のM & Aが飛躍的に伸びたため、ユーロ圏の対外直接投資は増加の傾向にある。また1999年下半期のユーロ安は、EU企業による国際的M & Aが活発化したため、EUから資金が流出したことが大きな要因のひとつと言われている。しかしユーロ安自体は、必ずしも経済に悪影響を及ぼすわけではなく、EUの2000年の実質経済成長は、同じ時期に回復し、過去10年で最も好調であった。短期的にはM & Aによる資金の流出はユーロ相場に悪影響を与えても、長期的にはEU企業の収益性と強化に有益であり、ひいてはEU経済全体に好影響をもたらすと考えられている。

また、2000年9月には、パリ、アムステルダム、ブリュッセルの証券取引所が合併し、ユーロネクストが誕生したが、この大規模ユーロ資本市場は、ユーロ圏の大型金融機関、企業に為替リスクのない資金調達機会を与え、調達された資金はM & A等に投入され、M & Aのグローバル化を助長している。

## a . 集中（合併・合併）とEU法

EUにおける合併は、基本的に「企業間の集中の規制に関する理事会規則」によって規定されている。規則は、合併のみならず、企業資産の所有権取得も対象に含む。ジョイントベンチャーに関しては、後に述べるように、フルファンクションの集中的ジョイントベンチャーだけが対象となる。このように合併以外のオペレーションを対象に含むため、規則ではこれらすべてを合わせて集中と呼んでいる。また、通知、期限および聴聞に関する欧州委規則は、手続についての詳細を規定し、集中を届ける際に提供されるべき様式を含む。そして、集中に付随する制限に関する欧州委告知は、競争禁止条項、工業上および商業上の財産的諸権利、およびノウハウのライセンス、購入、供給契約のような、合併においてよく見られる制限の扱いについて規定している。最近の集中の簡略手続に関する告知では、規模の小さい合併に対し、簡略手続を設け、さらに効率的な手続を提供している。この告知の対象となると、より簡略な手続のもとで、当事者は1カ月以内に欧州委から決定を得ることができる。

## b . Merger Task Force (合併担当部門)

規則はEU規模を有する集中について単一のフォーラムを提供している。すなわち、集中とEU市場との適合審査は、欧州委競争当局の中にあるMerger Task Forceによって、例外的な場合を除いて、専属的に処理される。スタッフの中にはエコノミストも含まれており、経済に関する情報を得るため、経済、金融を扱っている他の委員会との協力も行われている。

## c . 手続

### ・第一段階（予備審査）

EU規模の集中は、当該契約締結後、あるいは株式公開買付の公表後、もしくは支配的

持分の取得後、1週間内に欧州委に届けられなければならない。届出は任意ではなく、強制で、フォームCOという決められた様式で提出されなければならない。この1週間という短く厳格な期間を遵守するため、集中についての契約締結前にある程度の準備をしておくのが通常である。特に、競合会社についての知識をある程度持っておくと便利である。

手続第一段階として、欧州委は、届出受理後、1カ月以内に手続を開始するかどうかを決定しなくてはならない。欧州委が手続きを開始する決定をした場合、第二段階に進む。

・第二段階（本審査）

第二段階では、欧州委は手続開始から4カ月以内に決定に達しなければならないが、この期間は延長可能である。欧州委がこの4カ月審査の後、否定的な決定をすることはまれである。それは、届出以前、そして第一段階での欧州委と交渉の機会があるため、また、欧州委は許可決定に際し、条件を付すことができるためと考えられる。例としては、フランス国営会社Aerospatialeとイタリア国営会社Aleniaの合併会社ATRが、Boeingの子会社であるカナダ法人De Havillandを買収しようとしたケースがある。このケースでは、コンピューター用航空機市場が問題になっていたが、この市場で第1位を占める会社が、第2位の会社を買収することになるため欧州委は不許可決定を出した。

この1カ月、および4カ月の期間を遵守するためには、欧州委、企業、弁護士間の協力が必要であり、特に届出前を含めるMerger Task Forceのケース担当者とのコンタクトが非常に重要である。事前のコンタクトを通して、届出の情報が不十分、不正確であるとされて手続が延長される、または不正確な情報提供のために過料が課される事態を回避することが可能である。また、事前協議の対象事項としては、届出自体の必要性、届出情報の一部免除、当該合併についての非公式の見

解等が考えられる。手続の効率性からファックス、電子メールが連絡に頻繁に使われる。各案件の手続は官報に公表され、インターネットでもみることができる。

欧州委決定に対する控訴はルクセンブルグにあるEU第一審裁判所に2カ月以内に提起されなければならない。

d. 欧州委からの情報提供要請

欧州委から、さらに情報を提供するように要請された場合には、期日内に返答をすることが必要である。規則によれば、欧州委は加盟国政府、関係当局、事業者、職業団体等から必要な情報を取得できるとされている。欧州委の情報提供要請に応じる法的義務はない。しかし、EU市場で、欧州委の指示を無視し続け、経済活動を行うことは現実としては困難である。

情報提供に応じる場合には、正確な情報を提供しなければならない。また、情報提供後に提出された情報が、実は正確ではなかったことを欧州委に伝えることは困難である場合がある。

もし、情報提供要請に応じなかったり、期待された情報が得られなかった場合には、欧州委は、決定を出す。この決定により、決められた期限内に情報が提供されない場合には、罰金と日毎に増す履行強制金を課することができる。この手続は2つの部分に分けられる。すなわち、第一の手続が情報請求要請に応じるためのもの、そして第二の手続が罰金などに関するものである。

要請される情報の内容は、大変複雑であることもあるが、ケース担当者との交渉を通し、同様の目的を達する別の情報提供をすることによって避けることもできる。課される期限は短く、6週間を超えることはまれである。集中のケースでは、情報請求は単にファックスなどによって送付されてくることも多く、このような場合は、同様の方法で返答するこ



とができる。

欧州委は、案件を扱うのに必要なすべての情報を取得する権限を有する。また、どの情報が必要な情報なのかを決定する広い権限も認められている。欧州委によって必要と判断された情報を、企業側が必要ではないと立証することは困難である。しかし、明らかに不必要だと見られる情報提供依頼を受けた場合には、理由を明確に述べて拒否することも可能であろう。欧州委はそれに対し、企業側の理由を認めて情報提供要請を諦めるか、決定によって要請を強制することができる。

この欧州委決定に対しては、EU第一審裁判所に訴えを提起することができるが、極端な例を除いて、この手段を取ることは、時間、費用、判決の有用性などを考えると問題があることが多い。欧州司法裁判所の判例によれば、自ら競争法違反を認めるような情報を要求することも可能であるとされている。しかし、欧州委が立証責任を負う違反事実の自認を強制するような質問は、企業の権利を侵害すると判断されるであろう。欧州委に、どの範囲までの情報請求が許されているのかは必ずしも明確ではない。

一方、加盟国政府や関係当局に対し、欧州委が決定による情報請求をすることはできず、加盟国競争当局が情報を提供する義務を負うのかどうかは明らかではない。また、加盟国競争当局は、各加盟国法により機密情報の保持を義務づけられていることが多い。

最近のケースでは、ドイツポスト(郵便局)が、欧州委に不正確な情報を提出したとして50,000ユーロの過料を課されている。欧州委は、ドイツポストの行為が、欧州委に誤解を与えることを目的となされたと判断している。また、KLM(オランダ航空)は、欧州委にその子会社の事業について不正確で誤解を与えるような情報を提供したとして、40,000ユーロの罰金を課している。欧州委は、この情報提供を重過失による行為とした。集

中の当事者ではないにもかかわらず、欧州委から情報提供を求められたが、情報提供要請に応じなかったとして、罰金を課されたケースもある。

#### e. 手続に従わなかった場合

許可されてない合併が欧州委の最終判断以前に実施されると、欧州委は決定により、結合した事業者ないし資産の分離、共同支配の中止、その他有効競争を回復するために適切な措置を命ずることができる。また、事業者が規則に反して合併を実施した場合、もしくは1週間以内に届出をしなかった場合、欧州委は事業者の総売上高の10%の範囲内で過料を課することができる。過料がきわめて高額になりうることに注意が必要である。

EU合併・合併(集中)規制手続においては、事件処理において透明性が比較的高いと言われているが、欠点としてはケース担当者が大きな権限を持っており、誰がケースを担当するかによってケースの扱いに差がでるような印象を与えかねないことが上げられるであろう。

#### f. 欧州委の適合性決定

##### ・欧州委の審査

欧州委は、売上高基準を満たす合併が、EU単一市場を害することにならないかを、審査する。特に合併取引の効果が、関連市場にどのような影響を及ぼすのかという点に注意をしている。

##### ・条件付の適合性決定

欧州委は集中許可決定に、条件および義務を付すことができる。この条件、義務は当事者側から、許可を得るために提案することも多く、欧州委との交渉の重要な部分を成す。例えば、ネスルによるペリ工買収の届出に関する92年の欧州委決定では、買収が承認される一方、市場に競争相手の存在を許すために、商標売却を含み、多くの水源を資金力の

.....

ある独立の買主に売り渡すことをネッスルに義務づけている。また、SAS/SABENAケースでは、合併を許可する条件として、政府が競合会社にライセンスを与えることを求めている。

#### g . 売上高基準

EU規模であるかどうかの判断は、企業の売上高の計算によって決定される。

合併規則の対象となる合併は、以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 関係するすべての企業の世界全体での総売上が50億ユーロを超えること。
- ・ 関係する企業のうち、少なくとも2社のそれぞれのEUでの総売上高が2億5,000万ユーロを超えること。
- ・ 関係企業のそれぞれが、EUでの総売上高の3分の2を超える売上げを同一加盟国で得ていないこと。

さらに98年3月に、新たな追加的基準が設けられ、上記の基準を満たさない合併でも合併規則の対象になる可能性がある。

また、買収に関する案件では、買収企業と被買収企業は関係事業者だが、株式を譲渡する被買収企業の親会社は、関係事業者ではないとされる。

信用機関、その他の金融機関および保険業界に関しては基準が異なる。売上高を計算する際には、ディスカウント、売上高に対する税金、合併当事者同士または、グループ内の取引はないものとして扱われる。

#### h . 市場占拠率

欧州委の審査の重要な基準の1つとして市場占有率が上げられる。一般に25%以下は問題とならないが、40%を超えても強力な競争者の存在や、低い参入障壁等によりEU市場を阻害することはないとされることがある。また極端な例では、80%を超えてもそのように判断される。市場占有率が後退しており、

激しい競争によって将来もその傾向が見込まれることも、高い占拠率が問題とならない理由となる。

#### i . 関連市場の画定

集中がEU市場での競争を阻害しないかを評価するにあたり、欧州委は、製品と地理的領域の観点から、市場を分析して審査する。関連製品市場と関連地理的市場との組み合わせによって、影響を受ける関連市場が画定される。この関連市場が合併によって影響を受けると考えられ、届出の際に、当事者は欧州委に対し、この市場に関する情報を提供することが求められる。第81条、第82条違反行為でも、欧州委による市場分析が行われるが、集中に関する事件の市場分析は、一般により緻密である。しかし、公表される欧州委決定は、限られた時間で準備されるものであって、市場分析に関する細かい記述はされていないものが多い。

関連製品市場画定の例としては、製品の技術的特徴だけでなく、需要構造および競争条件をも考慮に入れ、ヘリコプター全体の市場から軍用ヘリコプターの市場を区別したAerospatiale/MBBケースがある。Aerospatiale/de Haviland ケースの例のように、関連地理的市場がEU市場のみならず、世界的なものともされることもある。

#### j . 集中に付随する制限

集中の実施に直接関連し、必要とされる制限は、その集中と同時に審査される。欧州委は、「集中に付随する宣言に関する告示」によって、付随的制限の解釈について述べている。それによると、企業譲渡の場合の競争避止義務は、付随的制限とされることが多い。

#### k . 共同支配

欧州委は、寡占的な企業間の相互依存状況によって特徴づけられる共同支配にますます

注目する傾向がある。これは一社による独占と異なり、少数の同種の会社の集中による市場の独占を問題にしている。

欧州司法裁判所も、98年のフランスの欧州委に対する判例によって共同支配を認めているが、欧州委が共同支配を認めるためには、競争相手に対し、共同して行動していることを示す確たる証拠が必要であるとしている。Gencor事件では、欧州委は、プラチナと貴金属の30～35%の市場を占有することになる合併を、共同支配によるものとし、EU第一審裁判所もその決定を確認している。

99年のAir Tours/First Choiceケースでも、共同支配を理由に、欧州委は集中を阻止している。ここでは、Air ToursがFirst Choiceの支配獲得を試み、それまで市場には主に4社が存在していたが、この計画によって3社による市場支配となることが明らかにされていた。Exxon/Mobile事件では、7社による共同支配を認めている。

## 1. ジョイントベンチャー

ジョイントベンチャーについてはすべてのものが、合併規則の対象となるのではなく、フルファンクションの集中的ジョイントベンチャーが、前に述べた売上高基準に達する場合に、合併規則によって規制されることになる。

フルファンクション集中的ジョイントベンチャーとは、経済的に独立した事業体の機能を永続的に充足するものと、98年の欧州委告示によって定義されている。ジョイントベンチャーは、市場へのアクセスが無く、親会社内のある機能を受け持つだけの場合には、「フルファンクション」であるとは言えない。例えば、研究開発部門、生産部門だけが独立してジョイントベンチャーとされた場合、親会社の補助的機能だけを行う組織とされ、合併規則の範囲から外れることになる。

## m. EU外で締結される取引への影響

EU規則は、関係企業の国籍に関しては、何も述べていない。EU市場外におけるEU外企業間、あるいはEU企業とEU外企業との合併に規則が適用されるかどうかは、前に述べた売上高基準のみによって判断される。すなわち、日本企業がEU市場に子会社、合併会社、営業所、代理店等を持たない場合でも、売上高基準を満たし、EU域内での競争を害する可能性がある場合にはEU合併規則が適用される可能性がある。

99年4月、EU第一審裁判所はEU合併規則の域外適用について判断を下した。南アフリカの鉱業に関わる事件で、南アフリカのGencor社と英国に本社を置くコングロマリットのLohnro社の合併を禁止した欧州委の決定に対し、控訴された。南アフリカ独占当局は既にこの合併を許可しており、EU合併規則が、南アフリカ国内で行われる場合に適用されるか、またこのような域外適用が国際法に反しないかが問題となった。欧州司法裁判所はこの点につき、EU合併規則は国際的な規模を持つすべての合併に適用されうることを明らかにした。またこの事件では、合併によって独占的地位が築かれ、EU市場における競争に大きな障害が生じることによってEU合併規則の範疇に入ることも示された。EU合併規則の域外適用については、両当事者が米国の事業者であるBoing/MDD事件でも問題になったが、大きく取り上げられることはなかった。

## (2) 国家援助

国家が恣意に援助を与えることは、市場における競争を歪める。国家援助はEU競争法の重要な部分を成し、EC条約第87条から89条までによって規制されている。ここでいう援助は広い意味を持ち、単に資金を与えるだけではなく、低い利子での融資、国家が企業の負債を保証する等、国が経済的な利益を企

.....

業に差別的に与えることを意味する。欧州委が援助を許可する権限を持っているため、各加盟国政府によって欧州委に通知され、その許可を得ていないすべての国家援助は違法となる。欧州委は、既に支払われている援助も、違法とされたものは払い戻すことを要求するので、欧州委に通知がなされていない援助を受け取るとは危険である。また、ここでいう国家には地方公共団体等も含まれる。

EUにおける国家援助は、80年代と90年代半ばに増加しており、これは失業率の上昇等加盟国の経済状態と密接に結びついており、政治的な要素が非常に強い。欧州委の国家援助に関する決定に不服がある場合には、EU第一審裁判所に訴えることになる。

国家がある企業に援助を与えたことで、その競合企業が損害を被った場合には、援助を与えた国家に損害賠償を請求することも可能な場合がある。

86年のベルギーが問題になったケースでは、セラミックス製造企業に、4億7,500万ベルギーフランの資本参加をしたことが、第87条（当時は92条）に違反するとされた。欧州委からの決定に対し、ベルギー側は、この会社が閉鎖することの社会的影響の深刻さを強調する書面を欧州委に送付する。またベルギー国内法においては、会社資本金の返還は認められないと説明した。しかし、欧州司法裁判所は、加盟国国内法を理由に、欧州委からの決定に基づく義務を拒否することはできないと述べ、ベルギー側の主張を退けた。

第三国の企業に対する地域投資援助もEU国家援助規則上、問題になることが多い。援助を受けた企業は、援助を受けなかったら他の地域あるいは他の国に移動しなければならないなどの説明をしなければならないことがある。

### (3) 競争法に関する国際協力

日本・米国・EUの独占当局は、経済協力

開発機構（OECD）、世界貿易機構（WTO）での議論を通じて、国際的企業買収のみならず、企業間の国際提携や合併等を監視していくことで合意している。

二国間協定レベルでは、米国・EU間で、独占禁止法に関する協力協定が既に結ばれており、EU市場に関する合併に関しても、米国独占禁止法当局がかなりの情報を欧州委に提供しているのが現状である。WorldCom/MCIケースでは、米国当局のスタッフが、ブリュッセルでの欧州委の審議に出席するなど、両当局は協力体制を強めている。また、2001年に入って、欧州委がCDの価格設定カルテルの調査を始めたとの報道がされているが、調査の発端は、欧州委がEMIとタイムワナーのジョイントベンチャーの審査の際に得た情報と、米国で昨年行われた同様のケースにつき米国競争当局から欧州委に通知された情報による。

合併が、許可される場合どのような条件が付けられるかということについても両当局間で討議されることがある。例えば、米国当局は、Boeing/MDDケースを許可する際、特に条件を付すことを考えていなかったが、欧州委は一部の資産の分離を米国側に提案し、米国側はそれが困難であることを欧州委に予告したため、欧州委はその案を諦めることになったという経緯がある。

現在のところ、当事者の許可なしに、ビジネスシークレットなどの機密情報を独占当局間で交換することはできないことになっているが、これを可能にする協定についてEU側は調査をすでに始めている。この協定が締結されることになると、例えば、欧州委に提出したEU企業のセンシティブな情報が、米国側に流れることになり、EU企業が慣れない米国独占禁止法によって規制される危険にさらされることになるとして、EU業界は強く反対している。

日本・EU間でも独占禁止法に関する協力

協定の準備が進んでおり、既にその内容については合意に達しているとのことで、EU側の条約手続が順調に進めば、近くEU・日本間の競争法に関する協力協定が締結される予定である。この協定によって、欧州委と日本の公正取引委員会、両競争当局は国際的競争法に関するケースについて、情報を交換し、それぞれの国内法の許す範囲で協力体制を設けることができることになる。具体的には効率的な情報収集、反競争的な行為の早期終結が上げられる。さらに、競争法執行についての相互理解も高まると考えられる。企業にとっても、両競争当局から相反する要求をされる危険が少なくなり、効率的に手続を進めることができるという有利な点がある。しかしEU・米国間の協定締結状況に比べると、EU・日本間の協定による協力体制は、初步的段階であると言える。

#### (4) EU競争法を巡る最近の動き

##### 欧州委のEU競争法改革提案

欧州委は、2000年9月にEC条約第81条および第82条の実施規則についての提案を採択した。その中でEC条約第81条第3項（個別適用免除）を、国内競争当局も適用できるようにすべきとの意見は、現在の手続からの大きな変化を意味する。またこの提案によると、加盟国当局は欧州委に適用免除が認められた場合でも、当該国における市場に関する場合のみ、適用免除を取り消し、EC条約第81条、第82条違反を宣言することができる。

この権限の非集中化は、EU競争法適用執行に関し、加盟国競争当局と国内裁判所の介入を促すものであるが、同時にEU競争政策が各加盟国の競争法を基本にする過去の体制に逆もどりすることを意味するのではないことを強調している。意思決定機関が私人により近づくことは、より共通競争政策を広め、EU競争ルールの受容を促進するために重要なことであるとしている。また欧州委が、よ

り重要なケースに集中して効率的な手続を保証するために、権限の非集中化は、役立つと考えられている。

問題点としては、15加盟国の中で、有能な競争法執行機関を持つ国や、競争法立法自体が最近であり、経験を豊富に持たない国があり、ケースの取り扱いに差が出るのが予想される。また、各加盟国の競争法が統一されおらず、各加盟国法の調査、届出準備など、企業側に大きな負担が掛かることが考えられる。この点は、特にEU拡大が進展するに従って、深刻な問題となるであろう。

##### 垂直的制限規制

2000年6月1日から施行されている垂直的制限についての一括適用免除規則は、異なる流通レベル（製造者と販売者等）の事業者間協定を対象とし、フランチャイズ契約などに適用される。旧規則は、市場占有率1パーセントの事業者も、市場占有率100パーセントの事業者も同一の取り扱いをし、経済的手法により、法的なアプローチを重視し、現実に合致していないという批判を受けていた。

垂直的制限についての一括適用免除規則の改正で、大きな変化を受けるのは、最高価格設定と推奨販売価格であろう。再販売価格維持は、一般に禁止されているが、最近まで、最高再販売価格を設定することが許されるかどうかは明確ではなかった。また、推奨価格は、一定の条件の下で、許されていた。新一括適用免除規則は、常に、再販売価格設定や最低再販売価格設定を禁じているが、供給者に最高販売価格を設定することと推奨価格を提案することは許している。しかし、この自由は絶対的なものではなく、販売者は常に独自に価格を設定する自由を有するとされ、供給者が価格維持を条件に、販売者に割引を認める等の行為は、価格の強制と見なされ違反となる可能性がある。

集中審査手続中の競争を回復する手段についての見直し

EU合併規則に関する最近の改正の動きについては、競争を回復する手段についての欧州委告示がある。事業者は、欧州委に合併許可の条件として一定の競争を回復する手段を条件として提示することがある。2000年12月21日のこの告示は、企業合併手続の法的拘束力を持つ厳格な締め切りの重要性を強調しており、特に複雑な事件について問題としている。過去の例に見ると、欧州委は、監視が必要な事業者の行動上の条件よりも、事業の一部の売却のような構造上の改革をより好んでいる。

航空会社間乗入運賃協定についてのEC条約第81条適用免除規則の見直し

欧州委は現在、異なる多数の航空会社の相互乗入れを容易にするため、旅客運賃についての協議をすることは、EC条約第81条に違反しないとする従来のEU規則を、2002年6月30日以降も継続するかについて内外に意見を求めている。この規則は、実際には、IATA (Multilateral Interline Traffic Agreement) だけを対象としている。ちなみに、IATAは、34カ国のヨーロッパ航空会社が会員となり、年會合を開き、国際線運賃を決定し、異なる航空会社を使用する場合のチケットの販売、決済等を行っている。しかし、IATAに頼らずとも、近年、2社間の相互協定やアライアンスなどによって同様の結果を得ることができるようになってきたため、特にこの団体だけをEU規則によって保護する必要に疑問が出ている。

IATAは、92年のエア・リンガス/ブリティッシュミッドウェイ事件でも問題とされ、ここでは支配的地位にあるエア・リンガスが、ロンドン、ダブリン間の乗入れを希望しているブリティッシュミッドウェイのIATA参加を拒否しながら、自らはIATAの協議に出席したことが、EC条約第81と第82条違反

になると主張された。

(5) 最近の注目された競争法に関する欧州委決定

買収不許可決定

欧州委は、フィンランドのティッシュペーパー製造者であるMetsa TissueをスウェーデンのSCA Molnlyckeが買収しようとした件で、この買収が26の関連市場において支配的地位を創設、強化し、消費者の選択を制限し、製造者に価格の上昇を許すことにつながるとして不許可決定を出した。90年にEU集中規則が施行されてから、既に1,500以上の届出が欧州委に出されているが、不許可決定は、この事件で14件目である。

スポーツイベントとEU競争法

95年に欧州司法裁判所がボスマン事件で、フットボール選手に関する判決を下してから、スポーツイベントとEU法の関係が注目を浴びている。

サッカー連名は95年7月に、同連盟の選手移籍制度はEU競争法に違反しないとするよう欧州委の意見を求めて、欧州委に、一括適用免除申請の届出を提出した。一方、ベルギー国内裁判所は、欧州司法裁判所にEC条約第39条(労働者の自由移動)、第81条(不当な協定の禁止)、第82条(支配的地位濫用の禁止)の解釈について先行判決を求めている。EU法上、加盟国裁判所は、EU法について判決を下すにつき、疑問がある場合、欧州司法裁判所にその点につき判断を求めることができ、これを先行判決と呼ぶ。この制度に従って、欧州司法裁判所は95年12月、サッカー連盟の規定する選手の国際移籍と選手の国籍に関する規則を問題とする判決を下した。

この中で、欧州司法裁判所は、サッカー連盟の規則は、第39条違反であることを宣告し、第81条、第82条については、解釈の必要がないと述べただけであった。この判決に続き、

欧州委は、サッカー連合に対し、当該規則が、EC条約第81条に違反するとの警告を出しており、これは前述の欧州委に対する一括適用免除申請が認められなかったことを意味する。その後、選手の国際移籍に関するサッカー連盟の規則については、2001年3月5日のモンティ欧州委競争担当委員と国際サッカー連盟会長との会談で、一応決着がついたとされている。

ボスマン事件では、ベルギー国内裁判所は、国際サッカー連盟の規則が、優秀な選手を獲得する競争を害し、第81条で禁止されている企業間の不当な協定に該当するとされた。つまり、選手移籍の際に支払いを要求されることは、移籍を困難にし、選手の報酬を減額する効果を持ちうる。また、国籍による制限を設けることは、外国選手の活動を制限する。そして、選手の自由な移籍を制限することは、加盟国間の取引に影響を与えうる。第82条については、ベルギー・サッカー連盟あるいはすべてのサッカーチームの共同支配という形での、支配的地位の濫用による競争の制限が懸念された。このような判断の背景として、サッカーチームの中には、既に国内サッカー連盟より実質的権力を持っているものや、株式市場に上場していたり、自己のTVチャンネルを所有するチームも存在するという事実がある。

EU競争法とスポーツに関するより最近の事件では、2000年4月11日の柔道選手に関する欧州司法裁判所判例がある。ここでも、EU競争法の適用可能性についてが問題になった。サッカーと同様、ヨーロッパにおける柔道組織は、ヨーロッパ柔道連盟に、ヨーロッパ各国の柔道連盟が所属するという形になっている。この事件では、柔道選手が、国際競技参加を拒否されたことを理由に、ベルギーのフラマン系柔道連盟、ベルギー柔道連盟、および同会長に対して訴えを起こした。ベルギー国内裁判所は、欧州司法裁判所に先行判

決を提起し、国際競技に参加するためには、これらの柔道連盟の許可を得なければならないという柔道連盟の規則が、EU法、すなわち、第49条（サービスの自由移動）、第81条、82条違反であるかどうかについての判決を求めた。欧州司法裁判所は、関連市場、関連企業、加盟国間の取り引きの存在、程度を定義するために必要な情報を欧州司法裁判所が得ていないため、競争法に関する判断はできないとし、サービスの自由移動に関する49条についてのみ判断した。

また、2000年4月13日には、バスケットボール選手に関する事件の欧州司法裁判所判決も出ている。ベルギー国内裁判所が、第39条（労働者の自由移動を保証する規定）、第81条、第82条等に関する解釈について、先行判決を求めた。国際バスケットボール連合の、選手国際移籍に関する規則は、すべての国内バスケットボール連盟に適用されることとなっており、国内移籍については、国際バスケット連盟の精神に基づいて、ガイダンスとして推奨されている規則を採用することが促されていた。この規則では、外国選手は、他の国のチームで競技する場合、その国のバスケットボール連盟の許可を得ることが必要とされていた。フィンランドの選手がその許可を得ずに、ベルギーのチームに参加したため、このチームはベルギーバスケット連盟によって罰せられた。この事件でも、欧州司法裁判所は、ベルギー国内裁判所からの競争法に関する先行判決に答えるためには、より十分な情報が必要だとして先行判決要求を拒否している。

## 終わりに

EU競争法は、EU法の中でも大変動きの活発な分野であるとともに、EU内外の企業が重要な決定をする際に、考慮に入れるべき重要な事項を含んでいる。適切な知識、判断、行動が、ビジネスにおける時間、労力、費用を大きく削減することにつながると考えられる。

---

## 国家補助金承認には複数候補地との選択可能性が重要(英国)

---

ロンドン・センター

企業の合併に関する規則は、EUにおいては企業合併規則、英国においては公正取引法に記されている。本レポートではまず、両者における合併の定義や対象となる企業などを概観する。次に、国家補助金支給に関し、周辺国において違法とされた判例や英国における最近の承認事例などを紹介する。

### 1. 英国の国内法とEUの規則との関係について

企業の合併に関する規制は、EUにおいては企業合併規則EC4064/89 (The EC Merger Regulation、以下ECMRと略す)に、英国法においては1973年公正取引法(Fair Trading Act 1973、以下FTAと略す)に記されている。

両者の関係において留意が必要なことは、通常ECMRが適用される場合、EU加盟国はその国の合併規制に関する法律を適用することはできないということである。ただし、加盟国の利権が、該当する取り引きによって著しく影響を受ける場合のみ上記の原則の例外と見なされ、加盟国は当該国の合併規制法の下でその取り引きを調査することができる。すなわち、加盟国の国内市場において、その合併が支配的地位を創出または強化し、その結果として有効競争が著しく害されるおそれがある場合には、加盟国はその旨、欧州委員会に通告することができ、欧州委員会が各国国内法の同時適用について判断することとなる。

このように、ECMRとFTAは非常に特異な状況下においてのみ同時適用され、通常はどちらか一方のみが適用されるということに留意が必要である。

どちらの法律が適用されるかは、合併または買収の可能性の有無、当事者の規模、の2つの要因によって決定されるが、ECMR

が適用されない場合は、英国の法律が適用されるか否かを確認するだけでなく、他加盟国の法律が適用されるか否かも確かめる必要がある。

#### (1) ECMRにおける合併の定義

ECMRにおける合併、買収の定義は「企業集中(concentration)」とされており、かかる企業集中は以下のいずれかの場合に生じる。

2つ以上の独立した事業者(business)が合併する場合

1つまたは2つ以上の事業者が、1つまたは2つ以上の事業者の支配権を部分的またはすべてにおいて獲得する場合(前者が後者に対して以前に支配権を有していたか否かは問題とされない)

自律(autonomous)的経済体のすべての活動を行う合併企業が設立された場合、この企業は企業集中を構成する。従って、完全に独立した合併企業が既存の事業から設立される場合(以前に何も事業の行われていない状況下で新しく設立された経済団体とは明らかに異なる)、その企業はECMR下では合併と見なされる。一方、合併企業がリサーチ、開発、販売など特定の目的のために設立され、顧客対応、資産などの面で親会社に依存している場合は自律的経済体のすべての活動を行っているとはいえず、ECMR下では合併とは見なされない。

#### (2) FTAにおける合併の定義

FTAにおける合併の定義はECMRにおける定義と多少異なり、FTAは「合併の状態」を、「2つ以上の事業者が各々別個の企業としての存在を継続しなくなる場合」と定義している。



簡潔には企業とは得意先、顧客を有する団体のことである。企業の支配権が他に移る時、その企業は既に支配権を有していた時の企業とは別個の企業と見なされる。また、FTAは概して支配権の移動を伴う合併企業の設立にも適用される。

### (3) 事業者の規模

ECMRは該当する事業者がある一定の売り上げを満たす場合のみ適用される。

ここで、「該当する事業者（以下当事者と記す）」とは、合併する企業、一企業（支配を受ける企業）の合同支配権を獲得する企業（売主は除かれる）を指す。また、対象となる総売上高は事実上の世界向け売上高であり、該当企業は欧州における実質的な存在を必要とする。

ECMRが適用される当事者の規模要件は、当事者すべての全世界での合計年間売上高が50億ユーロ以上  
当事者の少なくとも2社のそれぞれの共同体内での売上高が2億5,000万ユーロ以上  
当事者の各々が共同体内売上高のうち3分の2以上を同一加盟国内で得ていない

という条件をすべて満たすか、

当事者すべての全世界での合計年間売上高が25億ユーロ以上

当事者のうち少なくとも2社のEU域内の年間売上高がそれぞれ1億ユーロ以上  
加盟国3カ国以上のそれぞれにおいて、当事者すべての年間売上高の合計が1億ユーロ以上

の要件に合致する加盟国3カ国のそれぞれにおいて、当事者のうち少なくとも2社の年間売上高がそれぞれ2,500万ユーロ以上  
当事者のいずれも、同一加盟国において、EU域内における年間売上高の3分の2を超える売り上げを有しない

という条件をすべて満たす場合である。

一方、FTAの適用規模は次のどちらかの

条件が満たされることである。

引き継がれる全世界資産の総価値が7,000万ポンドを超える場合

取り引きの結果、英国における特定種類の商品もしくはサービスの供給あるいは消費において25%以上の市場占有率が創出される場合、あるいはそのような市場占有率に拡大される場合

### (4) 対象となる企業

ECMRは、取り引きにかかわる事業者が売上高の条件を満たした場合、すべての取り引きに適用される。そしてターゲットとなる事業のEUとの関連、その他の事業者の事業がEUを基盤としているか否かは問題とされない。従って世界的な規模を有し、かつ欧州で事業を行う企業団体が欧州外の取り引きによってECMRの条件を満たしてしまうことは稀なことではない。

対照的に英国のFTAは、別個の企業として存在しなくなったうちの少なくとも一つの企業が英国内で事業を継続する場合、または英国で組織された企業体に支配されている場合のみ適用される。従って英国で組織された子会社、支店または部門を有さない企業に対しては、地域的なつながりが取り引きと英国の間に存在しないため、FTAは適用されない。

### (5) 報告の義務について

ECMRが適用される場合、欧州委員会への報告は法的義務であり、合併契約締結、公開入札（a public bid）、支配権の獲得、のうちのいずれか最も早い時点から一週間以内に報告されなければならない。この義務を怠った場合、委員会は1,000ユーロ以上5万ユーロ以下の制裁金の支払いを命ずる権利を有する。なお、該当する取り引きが報告無しに完了された場合、委員会は該当する事業団体の全世界総売上高の10%を支払うことを命ずることができ、またその取り引きを無効と

.....

することができる。

FTAが適用される場合、報告は法的義務ではなく、それを怠った場合に罰金を課せられたり、該当する合併が法的に無効とされることはない。唯一の例外となるのは買収法 (Takeover Code) が適用される入札で、この取り引きは買収法に定められた法規の条件を満たした場合は常に報告が義務付けられる。この場合、報告先は公正取引庁 (OFT) であり、判断は貿易産業大臣に委ねられる。

取り引きに先立ってOFTから秘密指導 (confidential guidance) を受けることが可能であるが、取り引きが公になった場合、OFTは第三者の意見を基に取り引きを再審査する場合がある。

#### (6) 実質的テスト

ECMRにおけるテストは該当する企業集団が「支配的地位を創出するか、あるいは強化するか」の是非である。この条件を考慮するにあたり重要なのは、当事者のある特定の生産品の総市場占有率と市場の地理的要素である。考慮される要因は、市場構造、共同体内外の現実のまたは潜在的な競争、市場における当事者の地位・経済力、関連商品の需給動向、参入障壁、消費者の利益となる技術進歩と経済発展などである。

FTAにおいては、貿易産業大臣が取り引きの公益性について審査する。この審査における判断基準は競争という概念よりも広範のものであり、考慮される要因は、英国における競争の維持と促進、英国におけるその商品・サービスの消費者、購入者、その他の使用者の利益 (価格と品質の多様性)、コストの削減と新技術の開発、市場参入の促進、英国における産業と雇用のバランスのとれた配置の維持促進、輸出の維持促進などである。

## 2. 国家補助金について～周辺国における違法判例と英国の認可事例～

2000年4月に発表された「EUにおける国家補助金調査 (第8回)」(Eighth Survey on State Aid in The European Union) によると、英国における国家補助金額 (96年から98年における3年間の平均値) は58億8,100万ユーロであり、そのうちおよそ25%の14億5,400万ユーロが製造業への補助金となっている。製造業に対する補助金の内訳は、研究開発や中小企業などを対象とした水平対象補助金 (Horizontal objectives) が39%、鉄鋼や造船のような特定産業を対象とした補助金 (Particular sectors) が1%、北アイルランドなどある地域を対象とした補助 (Regional objective) が60%と、地域産業振興を目的とした補助金の割合が高い。なお、地域対象補助金のうち、欧州条約第87条3項(c)「特定の経済活動もしくは特定の経済地域の開発を促進するための援助で、共通利益に反するほど貿易条件に悪影響を与えないもの」に該当する補助金は68%、第87条3項(a)「生活水準が異常に低い地域もしくは深刻な雇用不足の生じている地域の経済開発を促進するための援助」に該当する補助金は32%となっている。

国家補助金とEU競争法の関係では、その補助金が特定の企業または特定の生産に便益を与えることによって競争を歪めたり、歪めるおそれがないかという点が論点となる。英国においては、最近、国家補助金が違法と判断され、返還が求められた事例は見当たらないが、国家補助金が違法と判断された場合にどのような措置がとられるかについて、隣国の状況などを参考に紹介し、次いで英国における承認の事例について紹介することとする。

#### (1) 違法補助金の調査と回復

委員会の最も重要な役割のひとつは、不法な補助金の停止および回復に関連するもので

ある。規則は、問題となる国家補助金について詳しい調査を行う権限、決定が下るまでその補助金支給を停止し、また既に支払われた補助金の回復を求める権利を委員会に与えている。回復とはその補助が行われる前の市場条件が回復されることであり、補助金受給者は受領した補助金の払い戻しを強いられることにより、競争相手に対し補助金受給により享受していた有利な立場を失うものとみなされる。

## (2) 停止および回復指示 (Suspension and recovery injunction)

委員会は、補助金の共同市場との整合性について決定を下すまで、その補助金を停止する決定(停止指示)を採択することができる(ただし、この停止は将来の支払いにのみ関係する)。委員会はまた、以下の条件が満たされる場合、補助金の整合性に関する最終決定が下される前にその補助金の回復を暫定的に求めること(回復指示)ができる。

慣習(an established practice)に従って、当該措置の補助金としての性格について全く疑いがない

行動を起こす緊急の必要性がある

競争相手に対する実質的かつ回復不能な損害という重大なリスクがある

委員会は、委員会決定94/220/EC(1994年1月26日付)で停止指示を発する権限を行使した。これはグループ・ブル(Groupe Bull、以下ブルと略す)に支給された補助金の支払い停止をフランスに命じたものである。フランスは、ブルに同社の資本再構築を援助するために財政援助を与えたが、委員会はこの支払いは通常の市場状況下で活動する民間投資家によっては、なされなかったであろうという理由で、同資金投入は補助金であると判断した。これは、ブルの危機に瀕した財政状況、および40億フランを除く目下の財政援助のすべてがブルの再編成完了時に消去されるもの

と予測されていたという事実によって立証された。

委員会はフランスに、同補助金のブルへの支払いを直ちに停止し、補助金の共同市場との整合性を調べるために必要なすべての文書、情報および詳細を委員会に提供することを命じた。

## (3) 回復命令

補助金が違法という決定が下された場合、委員会は当事者である加盟国がその補助金を回復するために必要なあらゆる措置を取ること命令する。これは「回復命令」と呼ばれるが、回復が共同体法の通則(比例の原則、法的必然性の原則など)に反する場合、回復は求められない。補助金が違法という決定は、それが当事者である加盟国に何を要求するかを正確に明示する場合に限って効力を持つ。委員会はまた、違法補助金とその受益者に受領された日から回復時点までの利息も支払われることを命令する。

欧州司法裁判所は、回復は適切な国内法規を適用することにより実行されなければならないが、加盟国は補助金の返済に反対するために国内法の規則を引き合いに出すことはできないという原則を、これまで数度にわたって再確認している。

「委員会対ベルギー」のケース(Case C74/89 [1990] ECR I-492)では、ベルギー政府は一定期間の地域化(regionalisation)に伴い、同地区(area)の法的権限は国家から地域(regions)に移行したという理由で、委員会により不法であると宣言された補助金の回復を怠った。欧州司法裁判所は、加盟国は共同体法により発生する義務の遵守不履行を正当化するために国内法の手続き規定あるいは規則を引用することはできないというのは確立された法制(established jurisprudence)であると判断し、このベルギー政府の主張をしりぞけた。

.....

さらにこのアプローチは、その前の「委員会対ベルギー」のケース（Case 52/84 [1986] ECR 89）でも見られる。同ケースで委員会は、ベルギー政府は補助金を回収するように命令する委員会の決定に従わないことにより条約に基づく義務の遂行を怠ったと主張し、受け入れられた。欧州裁判所は、支払われた金額を完全に回復することは「不可能」であるという事実によってもベルギー政府がその金額を回復するという義務を免じることはできないと判断し、次のように述べている。

「...委員会の目的は補助金を回収することである。その目的は会社を解散する手続きにより達成することができたのであり、ベルギー政府は株主あるいは債権者としての資格でこの手続きを開始することができた」

このように、結果的に受益者が破産するからといって、加盟国が違法な国庫補助金の回復義務を免除されることはなく、加盟国がこの義務を免れることができる唯一の道は、回復が「絶対的に不可能」とされる場合である。この要件が一定の受益者に引き起こす損害を軽減するために、理事会規則（EC）No 659/1999第11条2.は、委員会が補助金の返済を当事者である企業に対する救済補助金の支払いと連結することを認めている。

加盟国は通常、一回払いの返済によるのか、問題があるとされた契約条件の修正によるのか、回復を実現させる方法を決定するにあたって、ある程度の裁量権を持つと考えられている。補助金を回復するために何が要求されているのが明らかでない場合は、加盟国はEC条約の協力義務によって、解決に向けて委員会と協力することを義務付けられる。しかしながら、欧州委員会の決定は補助金を回復する手段を特定することもあり、その場合加盟国は全く裁量権を持たず、委員会の決定を不服として訴える可能性のみが残される。

#### （４）英国における最近の補助金支給承認事例について

先にも述べたが、英国における国家補助金返済の最近の事例は見当たらない。ここでは委員会による国家補助金の承認にあたり、どのような点が審査されているかということについて下記の欧州委員会によるプレスリリースに関する事例についてみることにする。

「欧州委員会は、英国政府の日産自動車への補助金（英サンダーランド工場における新型プリメーラ製造に対する投資に500万ポンドの補助金を支払うこと）を承認したこと、同工場における新型マイクラの生産計画に対する補助金支払計画については審査手続きを公開すること、英国政府の申請取り下げにより、ローバー（BMW）のロングブリッジ工場に対する補助金支給に関する審査は打ち切ることを決定した（2000年9月20日発表）」

欧州委によると、日産自動車は99年1月時点では新型プリメーラの製造を国内の九州工場のみで行う意向であったが、ルノーとの資本提携後、製造を2拠点（英サンダーランドと九州）で行うことにし、サンダーランド工場からの製品は欧州に、九州工場からは他の地域に向けて販売する方針に変更した。この計画に対する英国政府による補助金支給に関し、欧州委は、地域、雇用、競争への懸念、複数候補地の選択可能性（モビリティ）<sup>(注1)</sup>という観点について次のような審査を行っている。

#### 地域

サンダーランドは欧州条約第87条3項(c)「特定の経済活動もしくは特定の経済地域の開発を促進するための援助で、共通利益に反するほど貿易条件に悪影響を与えないもの」が規定する地方支援エリアに当たる。EUの

(注1) 当該企業が他の地域でも同じプロジェクトを実行することが経済的に可能なこと

英国向け地域助成計画2000～2006によると、サンダーランドの地域シーリング（投資額に対する補助金の割合の上限）は20%である。

## 雇用

99年の同地の失業率は7.7%と英国平均の4.2%を大きく上回っている。日産は、同地域最大の約4,800人を雇用し、さらに同地域の部品メーカーなど日産に関連する企業では7,000人以上が雇用されている。

プリメーラを同地域で製造することにより、直接、製造にかかわる1,000人以上の雇用が保証され、現在の製造規模が維持されることにより長期にわたり地域の活性化を維持することにも貢献する。

## 競争への懸念

欧州委は補助金の影響について、今回の計画が地域開発に与える利益と製造能力の強化というような競争力の歪みを引き起こす危険性について並行して評価を行った。この結果、今回の計画により製造能力が増強され競争が歪められることはないとした。

## モビリティ

対象計画のモビリティを評価するため、費用利益分析（cost-benefit analysis：CBA）が実施され他の候補地との比較が行われる。ただし、補助率が地域シーリングの20%以内であればCBAは必要ない。今回の補助対象に対する補助率は4%以下<sup>（注2）</sup>の2.96%であ

るので、CBAは行われていないが、補助率はサンダーランドの構造的ハンディキャップを補うという目的に合致しているとされた。

一方、新型マイクラおよびローバー・ロングブリッジ工場に関する案件は共に審査が公開されモビリティについて精査が行われている。

新型マイクラの場合、補助率は18.62%であった。対抗地フランス（ルノー・フリンツ工場）とのモビリティについてCBAが行われたが、フリンツに対するサンダーランドの地域ハンディキャップ率（コストなどの要因を加味して決定）は32.48%と判定され、補助率が、地域シーリング、ハンディキャップ率のいずれも下回ったことから、補助金支給は問題がないとされた。

一方、ローバーに対する補助は、BMWがロングブリッジ工場を売却したことによって取り下げとなったことから欧州委の最終的な判断は下されなかったが、対抗地ハンガリーとのモビリティの問題について調査が行われ、審査に時間を要していた。

補助金が認められるための必要条件は多々あるものの、地域開発、雇用問題、適正な競争に対する影響をクリアした後の大きな問題として、「複数の候補地がどちらにも決め得るというぐらい競っている」というモビリティが重要と言える。

（菊池 仁）

（注2）サンダーランドの地域シーリング20%の20%は4%

---

## EUと独で適用基準や企業集中概念に違い

ベルリン・センター

EUとドイツの競争法・企業集中規則を比較すると、適用基準や企業集中概念などに違いがある。企業合併の場合、EUでは欧州委員会、独では連邦カルテル庁に申請をする必要があるが、その手続きが異なるため、注意を要する。企業に対する補助金について、欧州委にその旨申請し認可を受ける必要がある。ドイツの場合、欧州共同体設立（EC）条約第87条で「ドイツ分割により影響を受けた特定地域へ不利益を補償する援助は共同市場と両立する」と規定されており、東部ドイツ企業への補助金申請が多い。ただ、個別事例をみると、ザクセン州のフォルクスワーゲンへの補助金が認められなかった事例もある。

### 1. EU・ドイツとの競争法・企業集中規則の比較

#### (1) 適用の判断基準：EU・ドイツ法とも売上高がカギ

EU企業合併・合併（集中）規則（4064/89）は、合併が「EU規模の重要性、すなわち1加盟国のみでなく、複数の加盟国に影響を及ぼす可能性」を有するすべての場合に適用される。合併がEU規模の重要性を有するか否かを判断する際には、合併に参加する企業の売上高が重要な基準となる。ドイツ競争法が適用されるのは、EU規模の重要性が認められない場合、例えば、欧州委員会が当該案件をドイツの所管官庁に委ねた場合、あるいは申請に基づいて欧州委が行動を控えた場合に限られる。その際、ドイツの合併規制の適用を決定するのは、EU法同様、企業の売上高である。EU法で当該企業全社の全世界での売上総額が50億ユーロを超え、さらに少なくとも2社のEU内での売上高がそれぞれ2億

5,000万ユーロを超える場合は、これらの企業の合併はEU法の適用対象となるのに対し、ドイツ法では当該企業全社の全世界での売上総額10億マルクを超え、少なくとも1社のドイツ国内売上高が5,000万マルクを超えている場合となっている。ただし、年間売上高2,000万マルク未満の小企業、ならびに過去5年間の年間売上高が3,000万マルク未満の些細市場については、合併規制の適用対象外となっている。

#### (2) 企業集中概念の解釈：ドイツ法では25%取得で合併

EU法では合併規制の適用を必ず受けるのは、2社の企業が完全合併する場合である。これに加えて、規制の対象となるのは、直接的または間接的に他企業に対する支配の全部または一部を獲得する場合である。これに対しドイツ法では、とりわけ企業資産の全部または重要部分の取得が企業結合・合併とみなされ、他企業の総資本における25%の持ち分を得た場合、あるいはさらなる取得により出資比率が50%を超えた場合にもそれぞれ合併とみなされる。このような考え方はEU法にはなく、ドイツ法では支配の獲得がなくとも、純粋に総資本における持ち分の25%を形式上取得すれば合併規制が適用される。ただし、EU法の合併規制に準じて、ドイツ法においても他企業について事実上の支配を獲得した場合も規制対象とすることができる。

#### (3) 合併禁止対象企業：ドイツ法では市場占有率が25%以上の場合に想定

EU法同様、ドイツ法においても企業が本質的に競争に直面していない場合、または競争者との関係において市場で優越的な地位を

有している場合に、市場支配的地位は存在する。市場における優越的地位を確認するための最も重要な特徴は市場占有率である。その際、市場占有率の絶対値のほかにも、他の競争者の市場占有率との距離、すなわち市場占有率の相対的な大きさが基本的に重要となる。EU法の場合、どの時点で支配的地位が生じるかという推定については、特定の限界値は設定されていない。

EU法の場合、通常は市場占有率が25%以下の場合には支配的地位はないとみなされ、40%でも必然的に支配的地位であるとはみなされない。ドイツ法においても市場における優越的地位は、EU法の動向をかんがみ、単独の企業1社については市場占有率が25%以上の場合に想定される。しかし、EU法とは異なり、ドイツ法においては、支配的地位が形成される場合においても、合併に参加する企業には、企業集中のもたらす競争条件の改善が市場支配の弊害よりも大きいことを証明する機会が与えられる（いわゆる比較考慮条項）。証明に際しては競争上の観点のみを考慮することとし、経済全体の利益、公共の利益、職場の確保または企業の存続は考慮されない。これを分かりやすく説明するために、2社のみが競争する市場を想定する。このうち1企業が合併するとする。合併しなければ当該企業が市場から消滅するという状況下であれば、合併により競争条件の改善がもたらされることになる。

#### (4) 合併申請手続き：連邦経済相が最終的に認可権を留保

EU法の合併規制は予防的合併規制で、合併しようとする企業は、契約締結後1週間以内に合併計画を欧州委に届け出なければならない。この届け出の前後数週間の間は、合併を実行することはできない。これに対し、ドイツ法では合併に参加する企業は、合併を行う前に合併計画を連邦カルテル庁に届け出な

ければならない。届け出の際には、売上高、市場占有率、合併の種類および形態などの関連情報を提出する。手続きでは、合併計画を問題のない事例と問題事例とに区別する。問題なしとされる案件については、手続は1カ月以内に終了し、認可は期間満了をもって交付とみなされる。つまり、連邦カルテル庁が1カ月の期間内に何ら反応しない場合は、認可決定が下されたことになる。そうでない場合には、主要審査手続きの開始が通知される（いわゆる1カ月書簡）。その後、最終的な決定までの期間は4カ月である。手続きの要旨は、EU法の合併規制の手続きを勘案したものとなっている。ただし、EU法の合併規制とは異なり、形式上の決定をもって終了するのではない。大部分の案件においては、1カ月の期間満了をもって認可が決定されている。決定権を有する連邦カルテル庁は、比較的独立的な機関であり、連邦政府からの政治的な影響を受けにくい。このため、EU合併規則の枠内における決定機関である欧州委と比較した場合、カルテル庁の決定はより自主性の高いものとなっている。このことから、EUレベルでも、競争規制に関して広範囲の管轄を有する欧州カルテル庁の設立についての議論が交わされている。

また、連邦カルテル庁が企業の合併を認可しなかった場合にも、申請に基いて連邦経済相が合併を許可することができる。許可の前提条件となるのは、個別の事例について、企業統合による競争制限よりも経済全体の利益のほうが大きい場合、あるいは競争制限を上回る公共の利益により合併を正当化しうる場合である。経済全体の利益とは、例えば経済全体が必要とする経済分野の確保または国際競争力の強化などである。また、公共の利益に該当する事例としては、雇用確保または国有企業の民営化などが挙げられる。このような場合には、競争法の枠を超えた考慮に基づいた決定となる。よって、決定は政治的観点

.....

のみに基づいて下される。

(5) 適用事例：欧州委によるドイツ企業合併不認可事例

欧州委は98年5月にドイツテレコム、CLT-UFAおよびBeta Technikが参加する合併計画に許可を与えなかった。ドイツテレコムはドイツ国営の通信企業である。CLT-UFAはベルテルスマンおよびオーディオフィナ (Audiofina) の合併企業であり、欧州テレビ業界で活動している。また、ベータ・テヒニーク (Beta Technik) はキルヒ・グループに属し、映画業界のいわゆるポスト・プロダクション分野で活動する企業である。キルヒ・グループは、ドイツで最大手の有料テレビ、映画および娯楽番組の供給者である。また、同グループには、テレビ番組のデコーダー・有料テレビの暗号化技術の分野においてドイツ語圏内で唯一の排他的無期限ライセンスを所有するベータ・リサーチ (Beta-Research) も属している。これらの企業の合併により、有料テレビおよびケーブル網の技術サービス市場への影響が懸念された。さらに、現在および近い将来においてはケーブル網の運営者はドイツテレコムが唯一の存在となる。キルヒ・グループと合併すれば、ドイツテレコムは番組およびマーケティングのプラットフォームを提供する唯一の事業者となる。加えて、ベータ・リサーチの参加により、ドイツテレコムは暗号化技術を統制する可能性も入手することとなる。キルヒ・グループが単独の番組プラットフォームとなり、ドイツテレコムがケーブル網への配信をベータ・リサーチの暗号化技術を使って行えば、長期的には他の技術の導入を阻止する結果となる。この理由から欧州委は、この合併を認可しなかった。

## 2. 補助金の返還を求められたドイツの最近の事例と解釈

個々の企業に対する補助金交付が合法的となるためには、まず欧州委に申請を行う必要がある。次に、申請を受けた欧州委が明白に補助金を認可するか、あるいは申請受領後2カ月以内に何ら決定を下さないことが必要である。欧州委が2カ月以内に決定を下さない場合、加盟国はその後に補助金交付を実施する旨を通知する。この通知受領後15営業日以内に欧州委の決定がない場合、認可は与えられたものと見なされる。次に補助金の返還を求められたドイツ企業の最近の事例と解釈をみる。

(1) フォルクスワーゲン：不利益調整必要額に補助金を制限

96年7月、ザクセン州はフォルクスワーゲン (VW) に対し欧州委の承認額を上回る州補助金を交付し、対立した。ザクセン州は補助金の交付理由として、戦後のドイツ分割により生じた経済的不利益を調整する目的の補助金は容認し得るという欧州共同体設立 (EC) 条約第87条の適用除外をあげた。これに対し、99年12月に欧州司法裁判所は、適用除外規定は国境沿い地域、ベルリンを対象とするもので、ザクセン州の主張するドイツ分割による不利益調整は適用除外規定により埋め合わすべきものでない、一般原則に基づいて判断すべきであるとの見解を示した。さらに、欧州委およびに欧州司法裁判所は、過分の補助金交付によって、EU市場の自動車産業の競争が歪曲される危険があると考えた。このため、当初の多額の補助金申請を正当化しうるかどうかが疑問視され、経済後進地域の工場進出により生じるVWの運転費の不利益は、代替立地の費用、既存工場の拡張費との比較、低賃金の利益などを加味して算出された。算出された運転費不利益の金額が当初



の補助金申請額を大きく下回った。このため、欧州委は、この不利益の調整に必要となる金額分だけに補助金を制限したのである。しかし、ザクセン州は、助成措置の個々の部分が明白に不認可となったにもかかわらず、補助金の交付を開始した。この理由から、当該金額については、ザクセン州による返還請求がなされなければならない。法律の要請に基づいて欧州委の認可を受け、この認可に基づいて交付がなされたならば、返還請求は必要でなかった例である。

## (2) システム・マイクロエレクトロニック・イノベーション：返還請求を法的後継企業にも適用

システム・マイクロエレクトロニック・イノベーション（SMI）は半導体メーカーで本社はブランデンブルク州にある。93年から97年までの間に、同社には合計1億3,510万マルクの補助金が、信託公社（Treuhandanstalt）およびブランデンブルク州を通じて交付された。しかし、欧州委に対する補助金交付に関する正式な通知はなされなかった。SMIが破産した後、企業運営を保証するためにシリシウム・マイクロエレクトロニック・インテグレーション（Silicium Mikroelektronik Integration, SIMI）が設立された。SMIの業務活動は、そのまま受け皿企業に受け継がれた。また同様に、SIMIにも合計500万マルクの補助金が交付された。さらなる組織変更により、マイクロエレクトリック・デザイン・アンド・ディベロプメント（Microelectric Design & Development, MD&D）がSIMIの株式を取得したが、同社はこれによりSMIの資産をも取得した。その後、欧州委は補助金交付の事実を知ったが、ドイツ当局からは正確な情報を入手できなかった。その結果、EU法に基づく手続が開始されることになった。

95年までに欧州の半導体産業は高度に成長

し、高い利益を上げ、世界市場を舞台に活動していた。しかし、EU内の取り引きも重要で活発な競争が行われていた。このような状況下で補助金を認めれば競争を阻害することとなるため、補助金の交付をEC条約の前提条件と比較する必要があった。SMIおよびSIMIが得た助成は、欧州委の見解では補助金に該当する。このことは、助成の一部が単なる融資であったなどの事実には一切関係なく有効である。当該企業の経営状態が極めて悪かったため、この規模の投資を行う民間投資家はいなかった。この理由から助成は補助金であり、認可申請を行う義務があった。それにもかかわらず、認可申請は行われなかった。この理由だけをとっても補助金は既に違法である。その後、認可を受けていなかった補助金について、特別（アド・ホック）補助金として共通市場との両立性の有無が審査された。欧州委は、適用除外規定の対象とはならず、よって補助金も違法であるとの見解を示した。VWのケースと同様に、助成の対象となった企業は旧東独地域である東部ドイツに所在していた。しかし、VW訴訟で示された基本原則により、ドイツ分割による不利益調整のためには補助金は必要ではなかった。また、生活水準が特に低い地域の振興に貢献するという理由も、補助金の正当化には不十分であった。当該企業はそのような地域に所在していたが、個々の特別補助金を個々の企業に交付するだけでは、目的達成の効果は極めて小さい。その反面で競争への大幅な介入がある。したがって、補助金による競争歪曲の弊害よりも地域の長期的な発展の利益が大きいことを説明する必要があった。しかし、本件ではこの説明は行われなかった。また、経営不振に陥った企業に対する助成という理由も、補助金を正当化するには至らなかった。これは主に、補助金が損失補填というかたちで支給されたことに起因している。このような調整金の交付は、長期的な存続能力と採算

性を記載した広範囲に渡る組織再編計画の枠内において、再出発のための助成としてのみ認められている。しかし、このような計画は本件では提出されていなかった。ただ、企業を補助金により延命しただけである。また、本件のもうひとつの重要な点は、欧州委が補助金の「受給者」、すなわち補助金の返還請求をすることができる相手を持定した点である。実際の受給者だけに限らず、実際の受給者の経営資金を利用してその経営を継承する者も受給者に該当するとした。

(3) コンパクト・ディスク・アルブレヒト：  
企業グループへの交付と再建計画の未提出を問題視

このケースでは、チューリングン州アルブレヒト (Albrechts) に本社を置く、ピルツ・アルブレヒト社 (Pilz Albrechts) とバイエルン州クランツベルク (Kranzberg) に本社を置くピルツ (Pilz) グループに対して、バイエルン州とチューリングン州が補助金を交付した。この補助金の目的は、CD、CDボックスとアクセサリーの製造工場をチューリングン・アルブレヒトに建設することであった。この地域は、EC条約が規定する「開発の極めて遅れている助成地域」に該当する。ピルツグループはこの工場を合併企業として設立した。その数年後にピルツグループに対する支払不能 [ 破産 ] 手続きが開始された。その後は、再建プログラムによって設立された、コンパクト・ディスク・アルブレヒト (CDA) が工場経営を継続した。現在は、後継企業であるロジスティック・センター・アルブレヒト社 (Logistik Center Albrechts、LCA) とダーテントレーガー・アルブレヒト社 (Daten-träger Albrechts、CDA) が工場

の一部を経営している。欧州委に提出された資料によれば、合併企業の設立、CD工場の建設および経営、その後のCDAによる再編のために、CDAおよびLCAには少なくとも5億5,600万マルクの資金が支給されている。この補助金も欧州委の認可を受けていなかった。当然これが返還請求理由となった。そもそも、本件の当事者である州が合併企業およびその法的後継企業に交付した補助金は公的資金で、この補助金により、受給者である企業は、経営上の投資の大部分または全部の資金調達を公的資金から賄うことができたため、これはEU内における競争の歪曲を生んだ。さらに、補助金がピルツグループに交付され、関係企業に対する助成という行為そのものがすでに問題視されていた。その後の調査でもグループ内で交付された補助金の使途が十分に解明されなかった。このことから欧州委は、補助金の使途はCD工場の建設という投資計画ではなく、ピルツグループ全体の存続のため、あるいは他の分野で使用されたとし、補助金は違法という結論に至った。そもそも、地域補助金は後進地域に限定されており、当該地域の開発を目的としている。この地域の開発は、投資促進や新企業の誘致、雇用の創出によって、長期的かつ持続的に確保される。しかし、補助金によるこのような持続的な地域開発は、どの時点をも存在しなかった。また、法的後継企業が再編を行うための助成については、企業の長期的採算性の立て直しを目的とした、再建計画が必要であった。しかし、そのような計画の提出は一切なかった。本件においても、補助金の返還請求は、本来の企業の経営資本を使用して経営を継続する全ての法的後継企業に適用される。

## EU規則に接近するフランスの合併・合併規則(フランス)

パリ・センター

フランスでは、EU合併・合併(結合)規則に対して、国内規制の接近を図っており、改正案は既に国民議会で採択され、上院での審議待ちとなっている。フランスの現行結合規則と改正規則案を以下で解説するとともに、フランスの国家補助がEU規則違反とみなされる基準、限界を検証する。

### 1. 企業合併・合併(結合)に関するフランス法制度

フランスにおける企業合併・合併(結合)を規制する現行制度は、1986年12月1日付けオールドナンス第V巻(商法典第L430-2条)を根拠としており、企業結合の任意な事前通知制に基づくコントロールを主な特徴としている。

同制度は現在、改正準備がなされており、改正案が2001年1月24日に国民議会通过(第二読会)している。改正案は新経済規制法に含まれており、同法が發布されると、関連法典も改正され、上記の商法典の関連条項も置き換えられることになる。

改正の主要点は以下の通りである。

- ・結合(定義が見直されている)については、すべてをコントロールする。
- ・EU制度との親近性が強まっている。

以下にフランスにおける企業結合に関する現行制度と新制度の比較を行う。

企業結合に関するフランスの現行制度

#### a. 規制対象となる結合の範囲

商法典第L430-1条、同L430-2条(1986年12月1日付けオールドナンス第38条、39条)にお

いて、以下の3条件に該当する場合には、企業結合は、当局による規制の対象になると規定されている。

- ・集中の形態の如何に関わらず、企業結合が、企業の財、権利、責任の全体的もしくは部分的な所有権の移譲、またはその利用の権利の移譲を伴う場合、または企業結合が特定企業もしくは特定グループによってひとつもしくは複数企業に対して、直接もしくは間接的な形での決定的な影響力の行使を可能にする効果がある場合、またはそれが目的とされる場合、規制対象となりうる(商法典第L430-2条)。

この条件はきわめて適用範囲が広いものであり、規制対象に関するその他の条件と合わせて考えるべきものである。

- ・結合が競争を阻害する場合(商法典第L430-1条1節)。

競争への阻害は、支配的地位の発生または強化により惹起されうる。しかし、この2つ目の条件も、それだけでは、当該結合計画が規制対象と認定されるための十分条件ではなく、結合の規模に関する条件に同時に該当することによって初めて規制対象となる。

- ・企業結合による集中の比率が市場占有率に関する、または売上高に関する基準値を越える場合(商法典第L430-1条2節)。

売上高の基準:

結合する企業の売上総額(税抜き)が70億フランを越え、かつ結合する企業のうち少なくとも2つの企業が20億フラン以上の売上を記録している場合<sup>(注1)</sup>。ここでの売上

(注1) 1993年11月9日付け競争評議会第93A16号意見、DISCOL SA社のケース。

は、当該企業によるフランス国内市場での売上を指す。売上高に関する基準以下の場合でも、下記の市場占有率に関する基準に該当する場合には集中の比率に関する条件を充足するとみなされる。

市場占有率の基準：

結合に参加する、または対象となる、または経済的に連携のある企業の総体が、代替可能な財、製品、またはサービスに関する国内市場において、販売、購入、その他の商取引の25%以上のシェアを占める場合。または上記のような市場において主要な部分を占有する場合。

この25%という市場占有率を評価するために、行政は独自の分析方法を用いている<sup>(注2)</sup>。

他方、代替可能な製品の概念は、集中規制においては、かなり限定的に解釈される。対象となる市場そのものがすでに極めて限定的であるからである。

#### b . 任意規制

フランスの制度の特徴は、企業結合のコントロールが任意ベースで行われることにある。結合を計画する企業は、経済大臣に事前に通知し許可を得ることは義務づけられていない。

通知が任意であることから、通知は留保条件を構成せず、結合が当局によって最終的に禁止されたり、大幅な付帯措置実施命令を受けた場合には、復旧作業は当該企業にとって極めてコストの高いものになる。このような状況のなかで、コントロールは企業のイニシアチブで行われる場合と、行政当局のイニシアチブで行われる場合がある。

#### c . 企業の発意によるコントロール

商法典第L430-3条において、企業は経済担当大臣に対して、結合計画、または過去3カ月以内に実施された結合行為の審査を求められることができる規定されている。

このような企業による通知には、2つの利点がある。

- ・まず、企業は通知を行うことによって、2カ月以内に、または大臣が競争評議会の諮問を決定する場合には6カ月以内に行政当局の判断を知ることができる。
- ・次に、事前通知をクリアした場合には結合のオペレーションは事後の批判の対象とならなくなる（支配的地位を構成する場合にはこのかぎりではなく、商法典L420-2により処罰されうる）。

通知は、通知書類の提出によりなされ、同書類には政令86-1309第28条が規定する要素が含まれていなければならない。

#### d . 行政当局のイニシアチブによるコントロール

企業側からの通知がない場合にも、大臣は、当該結合の完了日時にかかわらず、行政調査を命じることにより当該結合のコントロールを行うことができる。

大臣は、行政調査について競争評議会の諮問をする必要はなく、同評議会に通知する義務も負わない。

つまり企業結合のオペレーションは、企業の発意による通知がなされていなかった場合、いつでも（事後でも）、違法性が認定される可能性がある。結合に関する事前通知は任意であるが<sup>(注3)</sup>、実際には、避けて通れないステップであるといえる。

(注2) 「集中規制の分析方法」ETUDES DGCCRF 1992年を参照。

(注3) 競争評議会1988年3月1日付け意見、1998年3月26日付けBOCCRF (Bulletin Officiel de la Concurrence, de la Consommation et de la Repression des Fraudes), p.216。

## e . コントロールの手続き

通知を受けた後、経済担当大臣には複数の選択肢がある。

- ・当該企業結合に反対しない旨明示的に宣言する。
- ・回答しない。この場合には、2カ月の期限が過ぎると、暗黙の了解となる。
- ・通知受領後2カ月以内に競争評議会への諮問を決定する<sup>(注4)</sup>。この場合は大臣の決定は通知受領から6カ月以内になされる。

大臣が競争評議会に諮問することを決める場合には、評議会の役割は「結合計画、または結合がもたらす競争への阻害を相殺するに十分な貢献を経済発展に対してなすか否かを評価する」ことにある。このために競争評議会は当該企業の国際競争力を考慮することになる(商法典L430-4)。

競争評議会は、結合オペレーションのメリットとデメリットを秤にかけ経済的効果を総合的に評価することになる。

この調査の結果、競争評議会は理由説明を付した意見具申を行い、同意見は公表される。ただし当該意見は強制力を有さず、経済担当大臣は、その意見の採択の如何については自由である<sup>(注5)</sup>。

経済担当大臣の決定には以下の選択肢がある(商法典L430-5)。

- ・結合計画を承認しない。
- ・結合以前の状態への復帰を命じる。
- ・十分な競争を保証するために、または回復するために必要な措置をとる。
- ・結合計画の実施について、競争への阻害を相殺するに十分な経済的、社会的進歩への貢献を可能にする付帯的措置の順守を命じる。

この手続きにおいても当然、カルテル、支配的地位に関して同様の原則に基づき、弁護、上告の権利が認められている。ただし、商法典L430-7には、当事者は決められた期限内に意見を述べなければならないと規定されている。

また、大臣が結合のオペレーションを実施する企業に対して強制力を持つ命令を発する場合には、大臣は、決定する前に当該企業に意見陳述の機会を与えねばならない。

さらに、大臣決定については、権力濫用を抑えるため国務院に控訴することが可能である。この場合、国務院での審問には第一審と最終審の2段階がある。

## f . 罰則

フランス法においては企業結合について、刑事罰は存在しない。例外的に罰金刑がありうるのみである。

企業結合当事者が経済担当大臣の決定に違反する約定をなしている場合、大臣の決定が有効であり、その実施が義務づけられる。

企業が大臣の決定、命令に従わない場合、企業には罰金が課され、その額については、新たに競争評議会への諮問がなされた後決定される。罰金の上限は、結合の対象分野において過去2営業年度を通じて計上されたフランス国内売上(税抜き)の5%に定められている。

## 企業結合(集中)に関する制度改正(案)

### a . 結合の規制対象範囲

準備中の法案においては、企業結合に新しい定義がなされ、EU規則に接近している。商法典L430-1の改正案(新法案第48条)では、企業結合は以下の2つの場合を指すことになる。

- ・2つ以上の互いに独立した企業が合併する

(注4) 大臣による競争評議会諮問の決定が企業に対して通知されない場合については競争評議会1991年6月25日付け意見No.91-A-06参照。1991年7月20日付けBOCCRF。

(注5) 例えば、競争評議会1988年3月22日付け意見、精糖部門での競争に関する1988年4月13日付け省令、1988年4月16日付けBOCCRF。

こと。

- ・少なくともひとつ以上の企業の支配権を保有する個人または複数の自然人、もしくは法人が、直接、間接的に、他の企業の全体または一部の支配権を獲得すること。その手段については、資本への参加、資産構成要素の買収、契約、その他の方法がありうる。

この条文では、次も結合の定義に入ることになる。「自立した経済単位としての機能を恒常的に行う合弁企業の設立」の場合である。

このようにフランスの企業結合の法制度はEU法の定義に近づいており、同一の案件について、フランスとEUの決定に齟齬が発生することが回避できる。

結合のオペレーションは、現行制度と同様に、量的基準を超える時にコントロールの対象となりうる。ただし、法案においては、市場占有率基準は放棄され、売上規模の基準のみが採用されている。もっとも売上基準の水準は大幅に引き下げられている。

新商法典の条項に従うと、以下の場合が、規制対象となる結合を構成することになる。

- ・結合に参加する企業、または自然人、または法人の集団全体の税抜き売上合計が1億5,000万ユーロを越える場合。
- ・結合に参加する2つ以上の企業、または自然人、または法人の集団のフランス国内での税抜き売上が1,500万ユーロ以上である場合。

他方、EU規模の企業結合は、1989年12月21日付けEEC4064/89規則の適用となり、フランス競争当局のコントロール対象とはならず、EU当局のみによって規制されることになる。法案は「単一窓口」を実現することになる。しかし、法案では、「上記規則の適用対象となる企業結合であっても、加盟国当局への一括または部分的付託の対象となった案件は、その付託の範囲内において」国内法の

適用対象になると規定されている。

#### b. 結合案件のコントロール

制度改正の大きなポイントは、以下の点にある。

- ・ a. の基準に該当する結合案件のすべてをシステムチェックにコントロールする（法案第50条）。
- ・ 結合実施には、経済大臣、および、場合によっては関連する経済分野を担当する大臣の合意を得ることが義務づけられる。ただし、理由説明を行い固有な必要性が認定された場合に例外が認められうる（法案第51条）。

通知は、新制度においては留保条件を構成することになり、結合計画に対してより大きな法的かつ経済的安定性をもたらす。現行制度のように、経済大臣により結合が禁止され、または付帯措置の命令が出された場合に、復旧措置をとらねばならない状況は発生しなくなる。オペレーションは、結合に関する合意が調印された日、すなわち、通知日から、大臣による合意を得る日まで凍結されることになる。

#### c. コントロールの手続き

結合計画の通知を受領すると、大臣は、（通知状の）一通を競争評議会に送達しなければならない。しかし、大臣による競争評議会への通知義務は、評議会の役割を現行制度より強化することにはつながらない。なぜなら、経済大臣は評議会が具申しうる意見に縛られないからである。

大臣が決定を下す期限は短縮され、現行制度では通知受領日から2カ月であるが、今後は5週間になる。

大臣は、この期限内に以下の選択肢を有する。

- ・ 理由説明を付して、通知された計画は、規制対象外であり、企業結合（集中）とは認

定されないことを確認する。

- ・当事者の（付帯措置に関する）約定の実施を条件として、結合を許可する。
- ・結合が競争を阻害する危険性があり、当事者が提案する付帯措置が不十分であると判断する場合には、競争評議会に諮問する。
- ・上記のいずれの決定も行わない。この場合には、5週間の期限が過ぎると（検討期間の延長は可能）、結合計画は承認されたものと見なされる。

競争評議会が、諮問を受けた場合に果たす役割は、現行制度とさほど変わりがない。評議会は以下の事項を評価することになる。

- ・まず、結合が競争を阻害するか否か。特に、支配的地位の発生、または強化があるか否か。供給業者を依存状況に置くことにつながる購買力の発生、または強化があるか否か。
- ・次に、結合が競争への阻害を相殺するに十分な貢献を経済的進歩にもたらすか。

競争評議会は、調査の結果、3カ月以内に大臣に意見具申をしなければならない。大臣は評議会の意見に縛られない。

経済大臣は、競争評議会の意見を遅滞なく当事者に送達し、評議会の意見具申を受けてから4週間以内に自らの決定を行う。この4週間の期限内において、大臣が決定を出すまでの間、当事者企業は、結合計画内の競争阻害要素を改善する提案を行うことができる。

大臣の決定には以下の選択肢がある。

- ・結合計画を禁止し、かつ、十分な競争を回復するための措置をとることを命令する。
- ・十分な競争を保証するための措置をとることを条件に、または、競争への阻害を相殺するに十分な貢献を経済的、社会的進歩において実現する措置の順守を条件に、結合を許可する。
- ・当事者の約定の履行を条件に、結合を許可

する。

- ・定められた期限内に上記のいずれの決定もなされない場合には、結合計画は許可されたものと見なされる。

結合計画当事者の権利に関する制度が、特に業務上の情報の守秘規則が、現行制度同様に新制度においても予定されており、また当事者は手続き期間中に意見陳述を行うことが認められる。

当事者の権利とは別に、新制度において現行制度と大きく変わる点は第三者の権利が認められたことであり、競争評議会は、当事者の立ち会い抜きで第三者を聴聞することができるようになる（法案53条）。

#### d . 罰則

罰則は新商法典L430-8に以下のように定められる。

- ・通知をすることなく、結合を実施した場合には、大臣は、通知の義務を負うものに罰金を科すことができる。罰金の上限は、法人については、直近の営業年度にフランス国内で計上された売上の5%であり、場合によっては、吸収される企業の売上も算定基準に加算される。自然人については、150万ユーロを上限とする。この罰金の他に、大臣は、結合以前の状態への復帰を行わない場合には、通知の履行を命令し、履行遅滞罰金を課す。大臣は通知を受領する以前に競争評議会に諮問することができる。
- ・通知がなされた後、経済大臣の決定を待たずに結合が実施された場合、大臣は、通知を行ったものに対して罰金を科すことができる。罰金の上限は、通知をしなかった場合の上限をこえることはできない。
- ・通知に欠陥があるか、不正確な通知がなされた場合も、大臣は上記と同じ上限内で罰金を科すことができる。また、大臣は、結合を許可した決定を撤回することができ

る。この場合には結合の当事者は、結合以前の状況に復する措置をとるか、手続きを再開するかしなければならない。

- ・大臣による命令、規則、当事者による約定の不履行の場合には、大臣は競争評議会に諮問し、手続きの差し戻しを命じることができる。

#### e . 今後のスケジュール

上記の規則は、2001年1月30日に国民議会が第2読会で採択し上院審議に付託した新経済規制法に盛り込まれたものである。

同法案についての上院での審議予定は現時点では確定していない。同法案の最終的な成立は2001年9月以降になるものと考えられる。

## 2 . フランスの国家補助金とEU競争法

### (1) フランスの国家補助金の特徴

フランスの国家補助金の規模は国家予算全体から見ると極めて小さい。94～96年の期間を見ると、国家補助金の歳出に占める割合は2.02%であり、96～98年では2.08%にとどまる。国家予算に占める補助金の比率について、フランスはEU加盟国の中で第8位にすぎない。

96～98年の間に、フランス国家補助金の対象となった主要な分野は製造、輸送、金融の3部門である。

しかしこれら3部門以外の部門でも国家補助金のウエートが高い部門が存在しており、後述する。なお、本レポートにおいて使用するデータは欧州委員会の報告書<sup>(注6)</sup>からとったものである。

### フランスにおける国家補助の対象部門

#### a . 製造業

製造業に対する補助については、補助の水準の逡増傾向が観察される。96～98年の期間については、年間の補助額は平均44億8,100万ユーロだった。

フランスはEU加盟国中、製造部門への補助金をもっとも多い国であり、補助は助成金および税の減免によってなされている。減免税は、製造業への補助の47%を占める。

製造業への国家補助金は、分野、目的によって以下のように区分される。

- ・横断的目標52%：研究開発、環境、省エネルギー、中小企業支援
- ・特定セクター支援8%：造船、鉄鋼、その他
- ・特定地域支援40%

#### b . 輸送部門

輸送部門への補助もフランスの国家補助金の中で大きな位置をしめる。94～96年の期間では、同部門への補助は国家補助金全体の45%を占め、96～98年の期間については39%を占めた。輸送は最も多くの国家補助を受益する部門である。

内海水路に対する補助を行っている加盟国は、フランス以外に独、オーストリア、ベルギー、ルクセンブルク、オランダの5カ国があるが、その水準は低い。(EU全体で)年平均3,000万ユーロにすぎない。

また、輸送に関する補助金の中には、個別的に特定企業を対象とし、横断的な目的を有する補助、特定部門、特定地域への補助のカテゴリーに入らないものも存在する。企業の再建、再編支援のケースである。

(注6)「欧州連合における国家補助金に関する第八報告書」、2000年4月11日、資料番号COM(2000)205 final。  
・「欧州連合における製造業およびその他の一部分野に対する国家補助金に関する第7報告書」、1999年3月30日、資料番号COM(1999)148 final。  
・「欧州連合における製造業およびその他の一部分野に対する国家補助金に関する第6報告書」、資料番号COM(1998)417 final。



## c. 金融部門

EU全体では、金融部門への国家補助金は補助全体からすると低い水準にとどまっている。しかしフランスでは、94年以来、他の加盟国に比べると同部門への補助が逡増している。

## d. 他のEU加盟国と比較しフランスの補助が多いその他の部門

### ・石炭産業

フランスの石炭産業への補助水準はEU第2位である。しかし補助全体に占める比率はさほど大きくない。

96～98年の期間について、年間平均の採炭以外の目的の補助金は1億9,600万ユーロ、94～96年は6億1,400万ユーロだった。

フランスの国内炭生産は微量であり、2005年には全炭坑が閉山される予定である。石炭産業への有意な補助が存在しないことから、仏石炭産業は自然消滅の課程にある。

### ・自動車産業

95年まで、自動車産業への補助は他のEU加盟国と同様に、フランスではほとんど存在しなかった。93年のみが例外で3,200万フランの補助があった。

しかし97年以降、フランスは自動車産業向けの補助を行っており、98年の補助金は5,200万ユーロだった。同部門への補助金水準で、フランスはドイツについてEU第2位になる。

### ・メディア、文化

メディアおよび文化への支援の目的で特別なプログラムが設置されており、補助額は比較的多額である。文化、メディアへの補助についてフランスはEUで第1位である(94～96年の補助金は1億6,000万ユーロ、96～98年

は2億3,100万ユーロ)。

## 国家補助金のタイプ別分析

欧州共同体設立( EC )条約第87条の定義する意味における国家補助の概念の一つの特徴は、形態の多様性にあるが、この点は後述する。たしかにEU域内における補助をみると、加盟国ごとにその形態が多様であることがわかる。

・92～94年の期間については、助成金がEUにおいてもっとも多用された。同時期にフランスでは助成金の補助全体に占める比率は46%、英国は87%、スペインでは86%だった。<sup>(注7)</sup>

・フランスでは減税が助成金に続き、92～94年の期間について補助全体の19%だった。ベルギーでは45%、英国では6%だった。

・フランスでは補助の15%が保証の形態をとり、EU加盟国中でもっとも高い比率となっている。ドイツは11%、スペインは2%である。

・また公的投資(資本参加)はフランスが12%、イタリアが14%と多用されている。

・制度金融(利子補填)はフランスでは少ない。これを多用しているのはデンマーク、ドイツなどである。

## (2) 国家補助がEU規則違反とみなされる基準・限界

欧州共同体の原則のひとつは、域内市場において競争が歪曲されない制度の確立にある<sup>(注8)</sup>。そしてこの原則は、企業に対してのみではなく、政府にも適用される。このことからEC条約第87条において、特定企業、特定業種を優遇することにより競争をわい曲する恐れがある場合、加盟国政府による直接、間接の補助は、共同市場の規則違反であると定められている。

(注7) 出所：欧州委員会

(注8) 欧州共同体設立条約第3条g

この第87条の条項から、以下の3条件に合致した場合には、補助は共同市場規則に適合しないとみなされる。

- ・補助が公的権力の行為を起源として。
- ・補助が特定企業または特定業種を優遇する。
- ・補助が競争を歪曲、または阻害する。

#### 公的権力による補助

EC条約第87条の文脈においては、共同市場規則への違反性が認定されるためには、公的権力の行為があることが条件となる。ここでいう公的権力とは、中央政府、地方自治体またはその他の公的権力に支配される機関を意味する。すなわち、政府が決定的な影響力を行使する公的機関、または民間組織を含み、かつ、政府により補助または優遇措置を管理するために指名された公的、私的機関を含む。

政府の行為に、公的資金の移転が伴うことも違反性を構成する条件であるが（もっとも明白な例は「奨励金（PRIME）」の供与）、公的権力が租税公課を放棄する場合もこれに該当しうる（減税、社会保障負担金免除等）。また第87条の文脈においては、並行税の収入も公的資金を構成する。

最終的には、通常企業が負担する負荷を軽減するような、経済・財政的な効果のある優遇措置であれば、その形態をとわず違反性構成の必要要件を満たすものと考えられる。

多様な形態の公的権力による行為が違反性を有しうるものであり、欧州委員会はこれまで、助成金、利子補填、制度金融、資本参加型交付金、目標達成時にのみ償還義務が発生する前渡金、減税、社会保障負担金減額、市場価格より安い土地譲渡、公共企業への政府出資、

公的機関による財、サービスの値引き等について違反性の審査を行っている。

言い換えれば、EC条約第87条の禁止は、公的資金を原資としたすべての政府の補助を対象とするものであり、政府による直接給付と、政府が管理のために設立した官、民の組織による給付は区別されない<sup>(注9)</sup>。

例えば、全国農業金庫による農業生産者への支援が、農民支援措置の総合政策の一環として公的権力によって承認される場合には、すなわち、民間資金の運用益を原資としたものである場合も、補助支給の決定が、政府により提案され、かつ承認されたものである限り、違反性の必要条件を満たすとみなされる<sup>(注10)</sup>。

同様に、オランダ政府が直接、間接に資本の50%を保有し、料金設定の権限を有している（ガス）会社が、同国の花卉栽培業者に対して、天然ガスの優遇料金を適用したケースについても、違反性が認められた<sup>(注11)</sup>。

#### 特定企業、特定業種への補助

この条件の適用によって、特定企業、特定経済分野を対象とせず、経済全体に対する措置は第87条の文脈では違反性を有しない。

第87条の適用において決定的な基準は、問題となる措置が経済全体の振興を目的とするのか、そうではなく、措置の受益者が限定されうる、すなわち、受益者の競争条件を改善させる特定措置なのかを区別することにある。一般的措置は、客観的なニーズに答え、差別的な性格がなく、裁量性がないことから第87条の禁止する補助にはならない。

このことから、例えば、法人税を一律40%から35%に引き下げることは、一般的措置で

(注9) CJCE (欧州共同裁判所)、1977年3月22日判決。第78/76号事件「STEINIKE&WEINLING」、REC.595。

(注10) CJCE (欧州共同裁判所)、1985年1月30日判決。第290/83号事件「欧州委員会/フランス」、REC.439。

(注11) CJCE (欧州共同裁判所)、1988年2月2日判決。第67,68,70/85号事件、オランダ、「K.G. VAN DER KOOY/欧州委員会」、REC.219。

あり、逆に、中小企業のみを、または、特定分野または特定地域の企業のみを対象とした減税は第87条が定義する、横断的補助、分野特定補助、地域特定補助を構成する。前者と後者を区別する点は、後者には国家の発意による選別性があり、適用に自動性がなく、受益者選定において公的権力の恣意が存在することにある。

同様に、教育（職業教育等）に対して公的権力の優遇行為があったとしても、これは、職業的技能促進の財源確保が一般に政府の役割と認められることから、第87条で定義される補助にはならない。しかし、特定企業の具体的な必要性に答える特別な訓練については、公的権力がその費用負担をすると第87条が定義する禁止補助となる<sup>(注12)</sup>。

もうひとつ例では、基礎研究に対する支援は、それが特定企業を優遇するものでない限り第87条が定義する補助とはならない。しかし、政府が特定分野における研究費用を負担すると第87条が定義する補助を構成することになる<sup>(注13)</sup>。

#### 競争を歪曲、または疎外する補助

第87条においては、国家的措置が、国内生産者間、または国内生産者と域内生産者間の競争を歪曲または阻害する場合は違反であ

る。すなわち補助が受益者の競争条件を改善する効果を有する場合である。受益企業に競争上のメリットがない限り第87条の定義する補助とはならない。

この点に関連して、株主または投資家としての政府（またはその他の公的機関）の挙動を評価する際に、政府投資の共同市場規則への違反性を認定するためには、投資のなかで補助的要素とそうではない要素を区別しなければならない。

国家援助の違反性を定める基準は、行われた国家援助が、資本経済市場で民間企業が利益追求のために行う行動（つまり慣行）に該当するか、否かということである。従って、資本経済市場論理にありながら、民間企業が動かないことを理由に、政府が資本経済市場に「介入」して民間に援助を行うことは、上記基準に照らしてみると、原則的に第87条では違反と判断される。

競争への影響の評価については、欧州委員会は現行の競争状況と潜在的競争条件を考慮する。補助がなかったら特定企業の設立がより困難になる場合、その補助は禁止対象となる。

上記については、補助の禁止原則に対して第87条2項および3項で2つの例外のカテゴリーが規定されている<sup>(注14)</sup>。

(注12) 1991年3月26日付け欧州委員会決定、サンゴバン社に対する仏政府の補助、EU官報L215、11ページ。

(注13) ベルギーの製薬5社に対する補助に関するコミュニケ。EU官報C45、3ページ。

(注14) 欧州共同体設立（EC）条約第87条2項の規定に従い、以下の補助は共同市場規則違反とはならない。

- a. 製品の起源による差別をしない、社会・福祉的性格を有する個々の消費者への補助。
- b. 自然災害またはその他の例外的事件を原因とする損害を補償するための補助。
- c. ドイツの分断の影響を受けたドイツ連邦共和国の特定地域に対してなされ、分断により発生した経済的不利益を補償するために必要な補助。  
欧州共同体設立（EC）条約第87条3項は、以下を例外として認めている。
  - a. 生活水準が異常に低い地域、または深刻な失業問題を抱える地域の経済開発に貢献することを目的とする補助。
  - b. 欧州共通の利害にとって重要な意味を有するプロジェクト実現を促進することを目的とする補助。または、特定加盟国の経済の深刻な混乱を是正することを目的とする補助。
  - c. 公益に害せず、商取り引きの条件をわい曲しない範囲で、特定分野、特定地域の開発を促進することを目的とする補助。
  - d. 公益に反せず、欧州共同体域内での取り引き、競争の条件をわい曲しない範囲で、文化振興および（文化）遺産の保存を目的とする補助。
  - e. 欧州委員会の提案に基づき、欧州理事会において特定過半数の決定により規定されるその他のカテゴリーの補助。

.....

(3) ボロトラ計画における欧州委員会の判断の分析

ボロトラ計画<sup>(注15)</sup>に関する決定において採択された違反性の基準

フランスのボロトラ計画は、経済財政的諸措置に関する96年4月12日付け第96/314号法律第99条および96年6月27日付け第96/572号政令により定められたもので、繊維、アパレル、皮革・製靴セクターを対象として、特定の賃金に適用される社会保障負担の軽減、および、全国最低賃金レベルの賃金については社会保障負担の全額免除措置からなっていた。本レポートで分析した3条件のうち第1の条件については、ボロトラ計画がフランスの公権力の発意によるものであることは明らかである。

同計画は、フランスで脅威にさらされていると判断されたセクターについて、社会保障負担の減免を行うことで、雇用を創出または維持することを目的とするものだった。フランスは、この措置をとらないと仮定すると、6万人の雇用が計画期間中に喪失しただろうと推定している。

欧州委員会は、その決定において、(禁止される)補助の概念は、公的権力により給付される優遇措置を含んでおり、企業が通常負担する負荷を様々な形態で軽減する措置もそれに該当することを喚起している<sup>(注16)</sup>が、同計画はたしかにこの判断に該当するものである。

欧州委は、この補助がフランス全国を対象とする労働時間短縮措置を補償する目的とす

るものであることは、補助の違反性の認定になんら影響しないと判断した。というのも、EC条約第87条1項は、補助をその効果によって定義しており、国家の介入の原因、目的による区分をしていないからである。

さらに欧州委は、ボロトラ計画は、限定的に列挙された経済セクター(繊維、アパレル、皮革、製靴)にのみ適用されることから、第87条の文脈における特定業種の優遇を公正すると判断した。欧州委は、フランス政府は社会補償一般制度の特徴、経済的側面から当該セクターへの負担軽減が正当化されうることを証明しているとは認めなかった。

競争条件上の優遇について、欧州委は、社会補償負担の軽減によって、同セクターの企業は、政府の支援無しで労働時間短縮または同等の措置を実施することになる(域内の)競合企業より有利な条件に置かれると判断した。

商業への影響について欧州委は、関連する欧州域内企業はほとんどすべて同様の問題を抱えていると判断し、当該補助によって特定加盟国が抱える問題が他の加盟国に移転するリスクが明らかであると判断した。

問題の補助制度については、欧州委に対するいかなる通知もなされておらず、かつ、第87条2項および3項が定める例外規定に該当せず、また、これら例外規定の適用によりEUレベルで策定された雇用振興に関するガイドラインにも該当しないと判断し、欧州委は、当該補助金の払い戻しを要求する決定を行った。

---

(注15) フランスによる繊維、アパレル、皮革・製靴セクターに対する補助に関する97年4月9日付け欧州委員会決定、97/811/EC。97年12月5日付けEU官報L334、25ページ。

(注16) 1994年3月15日判断。BANCO EXTERIOR DE ESPAGNA, C-387/92、1994年判例集、I-877ページ。